

置賜広域行政事務組合の概要

令和7年7月



置賜広域行政事務組合

目 次

I 置賜広域市町村圏の概要

| | |
|-----------------|---|
| 1 概 況..... | 1 |
| 2 地 勢..... | 2 |
| 3 就業人口..... | 2 |
| 4 広域行政のあゆみ..... | 3 |

II 置賜広域行政事務組合の概要

| | |
|--------------------------------|----|
| 1 置賜広域行政事務組合のあらまし..... | 6 |
| 2 行政組織機構図..... | 7 |
| 3 施設配置図..... | 9 |
| 4 組合の機構..... | 10 |
| 5 特別職の報酬..... | 12 |
| 6 各市町分担率の状況..... | 13 |
| 7 置賜広域行政事務組合のあゆみ..... | 14 |
| 8 令和7年度当初予算..... | 20 |
| 9 令和6年度決算..... | 21 |
| 10 コンピューター利用による行政事務共同処理事業..... | 24 |
| 11 ごみ処理基本計画..... | 26 |
| 12 廃棄物処理(令和6年度処理状況)..... | 36 |
| 13 養護老人ホーム..... | 44 |
| 14 広域交流拠点施設..... | 46 |
| 15 消防及び救急事業..... | 47 |

III 広域連携事業

| | |
|-----------------------|----|
| 1 今後の広域連携事業..... | 52 |
| 2 実施事業..... | 53 |
| 3 ふるさと市町村圏基金活用事業..... | 54 |

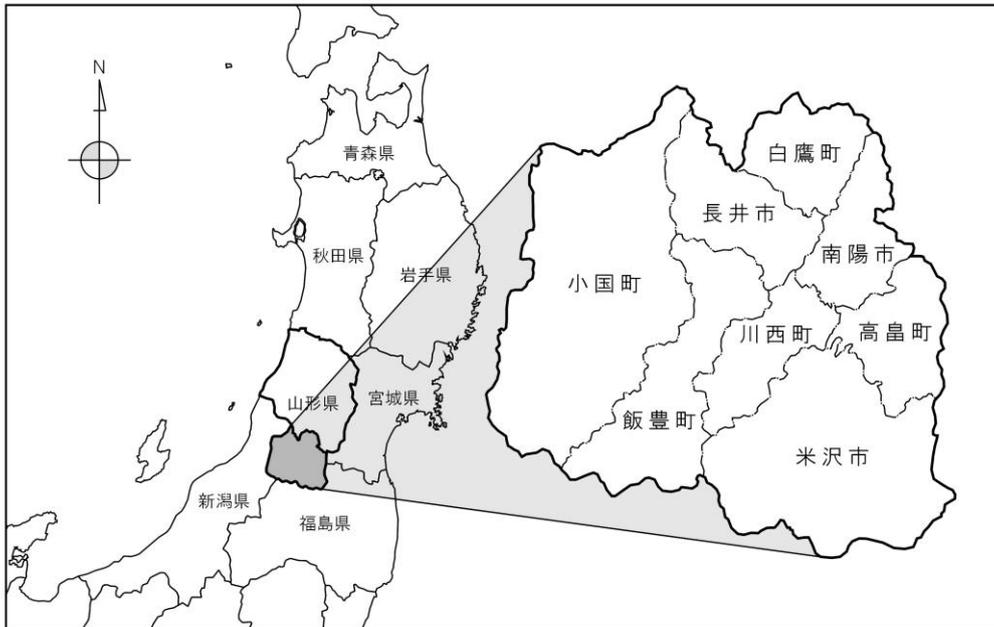
(注) 実績等については令和6年度、組織機構等については令和7年度で掲載しています。

I 置賜広域市町村圏の概要

1 概況

本圏域は、山形県南部に位置する面積 2,495.24 km²、人口 201,846 人（令和 2 年国勢調査確定値）の地域で、米沢市・長井市・南陽市の 3 市、高島町・川西町・白鷹町・飯豊町及び小国町の 5 町から構成されており、県内最古の旧石器・縄文遺跡、県内最大の古墳や草木塔が確認されるなど、多くの歴史・文化遺産が存在している。

位置図



| | 平成27年 ^{※1} | 令和2年 ^{※1} | | 人口増減率 (%) | 面積 ^{※2} (km ²) |
|-----|---------------------|--------------------|--------|--------------|--|
| | 人口(人) | 人口(人) | 世帯数(戸) | | |
| 米沢市 | 85,953 | 81,252 | 33,095 | △5.47 | 548.51 |
| 長井市 | 27,757 | 26,543 | 9,486 | △4.37 | 214.67 |
| 南陽市 | 32,285 | 30,420 | 10,760 | △5.78 | 160.52 |
| 高島町 | 23,882 | 22,463 | 7,358 | △5.94 | 180.26 |
| 川西町 | 15,751 | 14,558 | 4,495 | △7.57 | 166.60 |
| 白鷹町 | 14,175 | 12,890 | 4,389 | △9.07 | 157.71 |
| 飯豊町 | 7,304 | 6,613 | 2,125 | △9.46 | 329.41 |
| 小国町 | 7,868 | 7,107 | 2,810 | △9.67 | 737.56 |
| 計 | 214,975 | 201,846 | 74,518 | △6.11 | 2,495.24 |

資料^{※1} 人口＝国勢調査（確定値）

^{※2} 面積＝国土交通省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」

2 地 勢

本圏域の東部境界には奥羽山脈、南部には吾妻・飯豊の山系、北部には白鷹山塊、西部には朝日・飯豊の山系が連なり周囲は山岳・丘陵で囲まれている。

また、本圏域の東部を山形県の代表河川である最上川が流れ、その流域に米沢盆地・長井盆地が形成されており、一方、西部には荒川が流れ、その流域に小国盆地が形成されている。標高は飯豊山が 2,105m で最も高く、最も低い地域は小国町西部地帯の 130m である。

また、本圏域の土地利用区分別面積では森林が 76.9%、次いで農地が 9.2% となっている。

| 区分 | 森 林 | 農用地 | 道路河川 | 宅 地 | 原 野 | その他 | 計 |
|------------|---------|--------|--------|-------|-----|--------|---------|
| 面積 (ha) | 191,820 | 23,110 | 11,727 | 6,943 | 187 | 15,737 | 249,524 |
| 割合 (%) | 76.9 | 9.2 | 4.7 | 2.8 | 0.1 | 6.3 | 100.0 |

(令和 5 年現在 資料：山形県統計年鑑)

3 就業人口

令和 2 年の就業人口は 103,949 人で総人口の 51.5% を占めている。

これを産業別にみると第 1 次産業は 8,221 人で就業人口全体の 7.9%、第 2 次産業は 35,564 人で全体の 34.2%、第 3 次産業は 57,903 人で全体の 55.7% となっている。

* 置賜の産業別就業人口

| | 平成22年 | | 平成27年 | | 令和2年 | |
|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|
| | 人 数(人) | 構成比(%) | 人 数(人) | 構成比(%) | 人 数(人) | 構成比(%) |
| 総 数 | 109,548 | 100.0 | 107,354 | 100.0 | 103,949 | 100.0 |
| 第1次産業 | 9,960 | 9.1 | 9,232 | 8.6 | 8,221 | 7.9 |
| 第2次産業 | 39,396 | 36.0 | 37,766 | 35.2 | 35,564 | 34.2 |
| 第3次産業 | 58,306 | 53.2 | 58,635 | 54.6 | 57,903 | 55.7 |
| 産業分類不能 | 1,886 | 1.7 | 1,721 | 1.6 | 2,261 | 2.2 |

(資料：国勢調査)

4 広域行政のあゆみ

(1) 置賜広域市町村圏の指定と一部事務組合の設立

本圏域は明治維新まで上杉家の藩領として一体的に治められており、昭和 28(1953)年の町村合併促進法施行当時には、1 市 7 町 34 村に分かれていた。その後合併が進み、昭和 42(1967)年に南陽市の市制施行により 3 市 5 町となり現在に至っている。

広域行政としては昭和 34(1959)年に広域行政の受け入れ母体にもなった置賜総合開発協議会が結成されるなど、圏域内の市町間の連帯と総合的発展の必要性が強く意識されてくるようになり、昭和 45(1970)年には自治省から「置賜広域市町村圏」として 3 市 5 町が指定を受け、昭和 46(1971)年には「置賜広域行政事務組合」を設立し、以来本格的な広域行政が推進されている。

(2) 置賜広域市町村圏計画（第 1 次計画）の策定

昭和 45(1970)年に策定された置賜広域市町村圏計画（第 1 次計画）では、その主なプロジェクトとして、生活圏の拡大に対応した道路交通体系の整備と、生活関連公共施設の適正配置及び行政事務の共同処理体制の確立を掲げ、計画的に事業の推進を図ってきた。

その結果、圏域内の市町道は大幅に整備改善が進み、し尿・ごみ処理をはじめとする公共的サービス機能の整備充実が図られるとともに、全国に先がけてコンピューターによる行政事務の共同処理などが実現した。

また、このほかに計画の実現を通してそれぞれの市や町の行政の視野は広がり、行政意識の広域化が進んだことなども見逃すことのできない成果である。

(3) 新置賜広域市町村圏計画（第 2 次計画）の策定と地域経済活性化地域の選定

国では「第 3 次全国総合開発計画」において、資源エネルギー制約時代・低経済成長時代への移行等を背景にしながら、人間居住の総合的環境づくりのための定住構想を打ち出すなど、地方への新たな期待が高まってきた。

そして、本圏域を将来に向けて大きく発展させるためには、前述のような第 1 次計画の成果と社会的状況の変化を踏まえつつ雪を克服し、高速交通時代に対応しうる広域交通体系の一層の充実を図ることをはじめ、産業の発展・就業機会の拡大・医療や福祉の充実・地域文化の向上など、全ての分野にわたり、その対策を講ずることが必要となった。

以上のような観点から、第 1 次計画の理念を発展させ置賜地域発展のための課題とその施策を広域的かつ長期的に展望し、圏域の持つ美しい自然や豊かな人間性と、歴史ある伝統のうえにさらに豊かな定住社会を創造することをそのねらいとして、昭和 56 年度を初年度、平成 2 年度を目標年度とする「新置賜広域市町村圏計画」を策定した。

また、昭和 60(1985)年 1 月には地域経済活性化地域の選定を受け、昭和 60 年度から平成元年度までの「地域経済活性化計画」を策定し事業を実施した。

(4) ふるさと市町村圏の指定と地域経済活性化地域・地域経済基盤強化対策地域の指定

その後、国は多極分散型国土の構築を基本目標とし、交流ネットワーク構想を目指した「第4次全国総合開発計画」を策定、さらにふるさと創生事業の一環として「ふるさと市町村圏」施策を提唱した。

本圏域は平成元(1989)年8月にこの「ふるさと市町村圏」の第1次指定を受け、『花咲き人成るいきいき置賜(ふるさと)』を将来像に、平成2年度を初年度、平成12年度を目標年次とする「置賜広域ふるさと市町村圏計画」(第3次計画)を策定するとともに、関係市町の出資及び山形県からの助成で10億円の基金を設け、その運用益(果実)で「花と人材育成」をテーマとした圏域振興のためのソフト事業を実施した。

一方、先の「地域経済活性化地域」選定に引き続き平成2(1990)年3月には、新地域経済活性化地域に、平成7(1995)年には地域経済基盤強化対策地域に、さらに平成10(1998)年及び平成13(2001)年には新地域経済基盤強化対策推進地域に選定され、それぞれに計画を策定し新たなニーズに対応すべく事業を実施した。

(5) まちづくり総合事業の選定と地方拠点都市地域の指定

平成3(1991)年12月には「花咲き人成るいきいき置賜(ふるさと)ー花ー」を統一コンセプトとした「置賜花の文化交流ネットワーク事業」が「まちづくり総合事業」の選定を受けるとともに、平成4(1992)年6月に施行された「地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律」に基づく地域として平成6(1994)年9月に本圏域が指定を受け、法律に基づき基本計画を策定、平成7(1995)年7月に山形県知事から計画の承認を受け、同計画に基づく事業を実施した。

この間、平成元(1989)年7月には自治省が広域市町村圏設定20周年記念事業の一環として実施した「優良広域市町村圏」に本圏域が全国50圏域の一つとして、また、平成7年3月には「個性的で活力ある広域行政圏」として全国8圏域の一つとして本圏域が選定され、それぞれ自治大臣表彰を受けた。

(6) 新置賜広域ふるさと市町村圏計画(第4次計画)の策定

国は、平成10(1998)年3月に閣議決定された新しい全国総合開発計画「21世紀の国土のグランドデザイン」において、21世紀に我が国がめざす方向として「多軸型国土構造の形成」を長期目標に掲げ、地域住民の参加と地域間の連携による国づくり・地域づくりによって計画を推進し、連帯意識の醸成と地域間の連携主体の形成を図ることが重要とされ、推進主体として広域行政機構の果たす役割がこれまで以上に期待された。

このような中で、本圏域では、平成14(2002)年2月に平成14年度を初年度とし平成24年度を目標年度とする「新置賜広域ふるさと市町村圏計画」を策定し、『奏であう人と花 おきたま新世紀』を将来像に活力のある創造的で魅力的な地域を目指した事業として、広域連携事業「置賜八食祭」や広域的婚活推進事業「おきたま LOVE ワゴン」を実施した。

(7) 第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画の策定

ふるさと市町村圏計画については、国の要綱が平成21(2009)年3月に廃止され、その後の計画の取扱いについては、構成市町の自主的協議により決定することが望ましいとする国の考えが示されたため、平成22年度から構成市町と本組合で、新たな計画の策定について検討を行った。

その結果、ふるさと市町村圏計画は、本組合の設立根拠でもあり、圏域の一体的発展に着実な成果を上げてきたことから、置賜の将来像や発展方向を示す重要なものであるため、新たな計画を策定することとした。

平成25(2013)年2月に、構成市町と本組合が自らの協議によってつくる新しい計画として、平成25年度を初年度、令和4年度を目標年度とし、『豊かなふるさとを創造するおきたま共存圏』を将来像に、置賜圏域の現状と課題を踏まえて、3つの基本目標「広域連携でつくる未来の置賜圏づくり」、「広域行政がむすぶ共同の置賜圏づくり」、「住民参加によるふるさと置賜圏づくり」を掲げ、広域連携を柱に一体的な発展を目指す「第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画」を策定した。

(8) 新たな枠組みでの広域行政の推進

本組合の設立根拠として位置付け、これまで策定してきたふるさと市町村圏計画については、平成30(2018)年6月に中心市である米沢市と近隣2市5町による置賜定住自立圏形成協定が締結され、「置賜定住自立圏共生ビジョン」による事業が具体的に展開されはじめている状況等を踏まえ、構成市町と本組合で検討した結果、次期計画を策定しないこととした。

なお、第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画に掲げた「第3章 広域行政事務の充実」については、令和5(2023)年4月に策定した、令和5年度から令和14年度を計画期間とする「広域行政事務推進基本計画」に登載し、組合の区域における広域行政の推進に資する事業の実施及び連絡調整に関する事務を進めていくこととした。

また、置賜広域ふるさと市町村圏基金（以下「ふるさと市町村圏基金」という。）は継続して設置することとし、さらなる広域行政を推進するために活用していくことが確認され、令和6年度からふるさと市町村圏基金活用事業を開始した。

II 置賜広域行政事務組合の概要

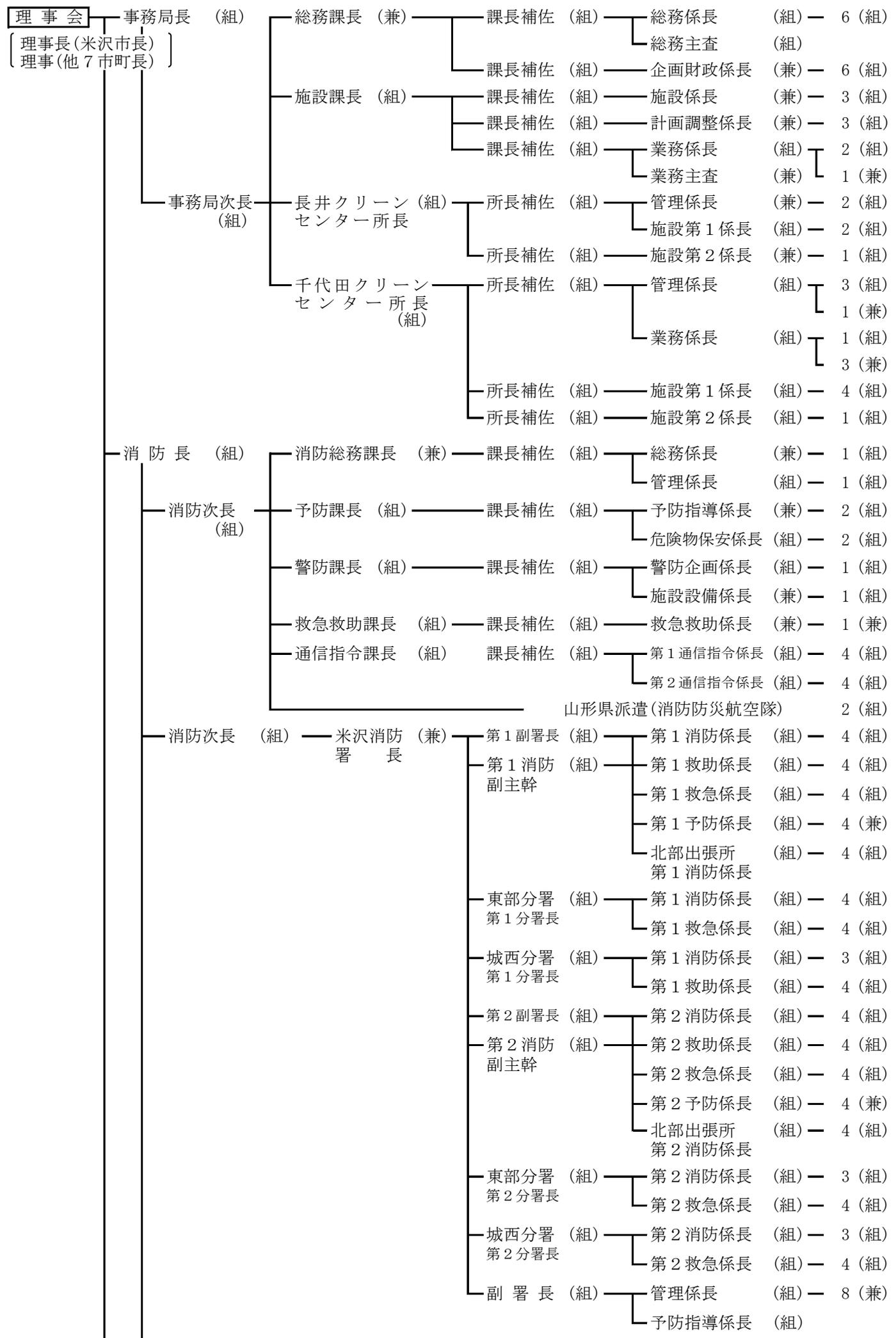
1 置賜広域行政事務組合のあらまし

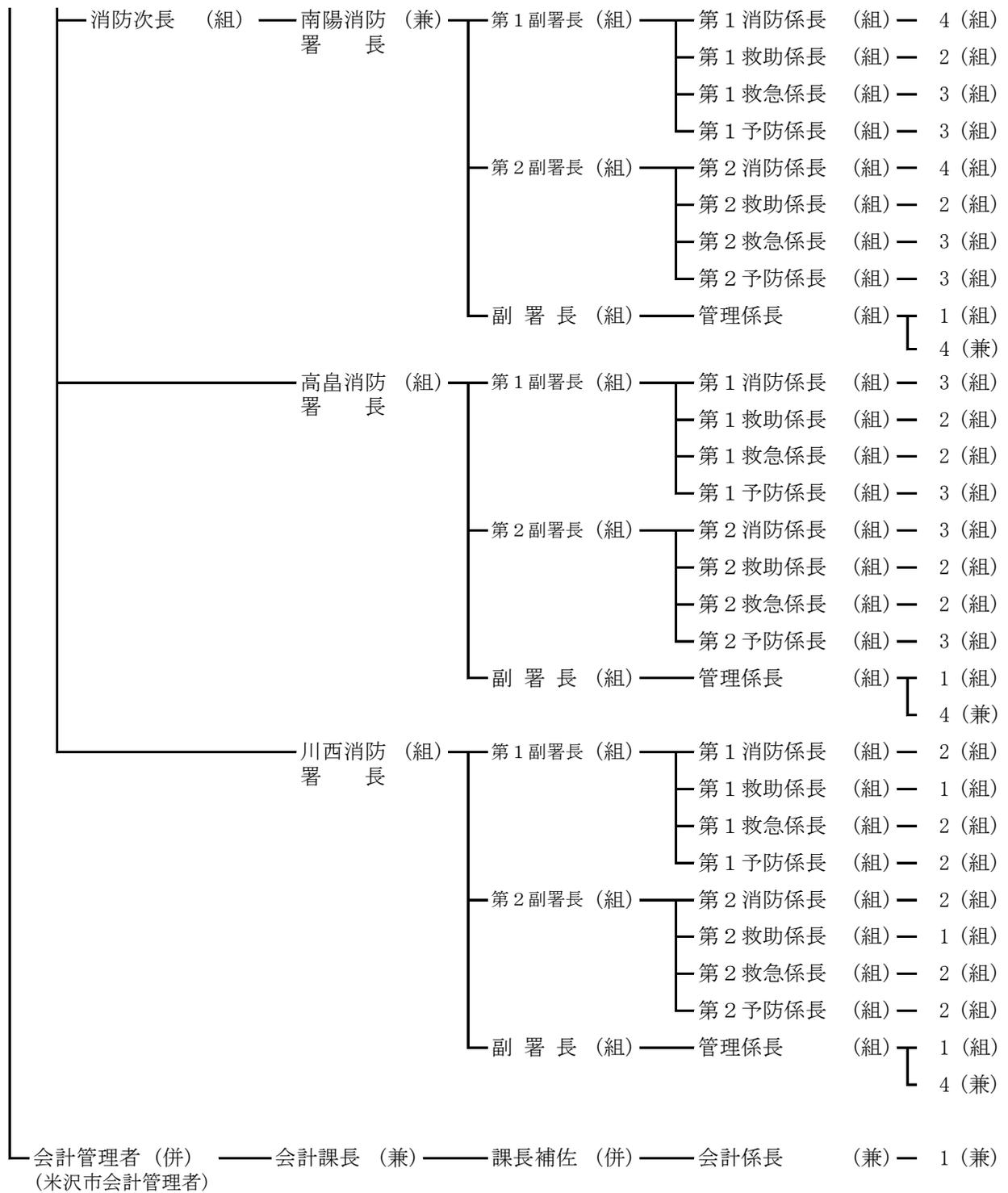
- (1) 名 称 置賜広域行政事務組合
 (2) 所 在 地 米沢市金池三丁目1番55号 米沢産業会館内
 TEL 0238(23)3246 FAX 0238(24)4659
 (3) 設立年月日 昭和46(1971)年7月13日
 (4) 構成市町 米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・白鷹町・飯豊町・小国町
 合計 3市5町
 (5) 共同処理する事務

| 共同処理する事務 | | 市町名 | | | | | | | |
|---------------------------------------|---------------------|-------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 米沢市 | 長井市 | 南陽市 | 高畠町 | 川西町 | 白鷹町 | 飯豊町 | 小国町 |
| 組合の区域における広域行政の推進に資する事業の実施及び連絡調整に関する事務 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| コンピューター利用による行政事務の情報処理共同事業に関する事務 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 広域交流拠点施設（余熱利用施設）の設置及び管理運営に関する事務 | 置賜スポーツ交流プラザ 湯るっと | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| し尿受入施設の設置及び管理運営に関する事務 | 中田クリーンセンター | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |
| し尿収集手数料の徴収に関する事務 | | | | | ○ | ○ | ○ | | |
| 汚泥再生処理施設の設置及び管理運営に関する事務 | 長井クリーンセンター | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ |
| ごみ処理施設の設置及び管理運営に関する事務 | 可燃 | 千代田クリーンセンター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 不燃 | 長井クリーンセンター | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 資源 | 千代田クリーンセンター リサイクルプラザ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 最終処分場跡地利用公園の設置及び管理運営に関する事務 | 浅川ふれあい公園 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 南陽養護老人ホームの設置及び管理運営に関する事務 | 南陽やすらぎ荘 | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |
| 消防及び救急業務に関する事務（消防団及び消防水利に関する事務を除く。） | | ○ | | ○ | ○ | ○ | | | |

2 行政組織機構図

置賜広域行政事務組合 行政組織機構図





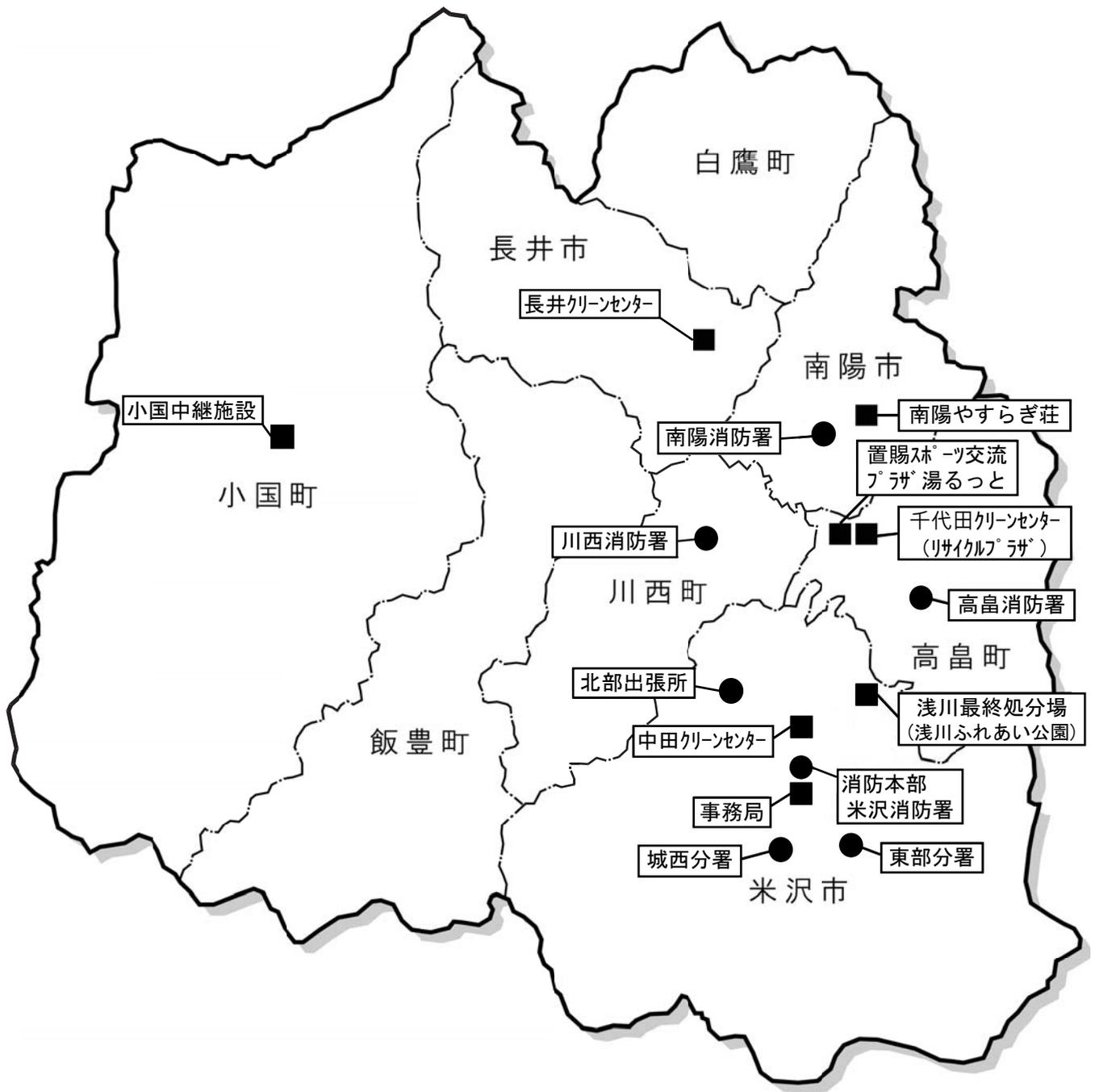
議会 — 書記長 (併) — 議会主幹 (併8)

監査委員 — 監査主幹 (併8) — 監査主査 (併13)

(組) 組合職員
(併) 併任職員
(兼) 兼務

※再任用職員 (フルタイム) 2名、再任用職員 (短時間) 3名を含む。

3 施設配置図



4 組合の機構

(1) 理事会

| | | |
|-------|---|-----------------------------|
| 特別職 | 理事長 | 1名 米沢市長(理事の互選) |
| | 理事 | 7名 理事長以外の各市町長 |
| 事務局 | 事務局長 | 1名 |
| | 事務局次長 | 1名 (総務課長兼務) |
| | 総務課 | 16名 |
| | 施設課 | 13名 |
| | 中田クリーンセンター | 4名 |
| | 長井クリーンセンター | 9名 |
| | 千代田クリーンセンター | 17名 |
| 消防本部 | 消防長 | 1名 |
| | 消防次長 | 3名 (消防総務課長、米沢・南陽署長兼務) |
| | 消防総務課 | 4名 |
| | 予防課 | 7名 |
| | 警防課 | 5名 |
| | 救急救助課 | 2名 |
| | 通信指令課 | 12名 (置賜地域消防通信指令事務協議会へ出向) |
| | 本部付 | 2名 (山形県消防防災航空隊へ派遣) |
| | 米沢消防署 | 90名 |
| | 東部分署 | 21名 |
| | 城西分署 | 20名 |
| | 北部出張所 | 10名 |
| | 南陽消防署 | 37名(うち再任用2名) |
| | 高畠消防署 | 34名(うち再任用1名) |
| | 川西消防署 | 28名(うち再任用2名) |
| 会計管理者 | 1名 米沢市会計管理者(併任) (理事長の属する市町の会計管理者、会計課長兼務) | |
| 会計課 | 3名(併任1名、総務課兼務2名) | |
| 職員数計 | 組合職員282名(うち再任用5名、県派遣2名) 併任職員2名 計284名 | |

(2) 議会

| | |
|---------------|---|
| 議 会 議 員 | 24 名 |
| 常 任 委 員 会 | 第 1 委 員 会 8 名 第 2 委 員 会 8 名 第 3 委 員 会 8 名 |
| 議 会 運 営 委 員 会 | 10 名（議長、副議長を含む） |
| 定 例 会 | 年 2 回 |

(3) 監査

| | | |
|------------------|------------------------|-------------------|
| 監 査 委 員 | 2 名（識見選任 1 名、議会選任 1 名） | |
| 監査委員補助職員 | 21 名（併任） | |
| 監 査 計 画 | 定 例 監 査 | 年 1 回（3 ヲ所程度抽出） |
| | 決 算 審 査 | 年 1 回（全事業所等対象） |
| | 例 月 出 納 検 査 | 月 1 回（一般会計及び特別会計） |
| | 指 定 管 理 者 監 査 | 指 定期 間 中 に 1 回 |

5 特別職の報酬

最終改正 平成 25 年 4 月 1 日

| 区 分 | | 金 額 |
|---|------------|------------------------------|
| 理 事 長 | | 年額 95,000 円 |
| 理 事 | | 年額 68,000 円 |
| 議 会 議 長 | | 年額 68,000 円 |
| 議 会 副 議 長 | | 年額 56,000 円 |
| 議 会 議 員 | | 年額 48,000 円 |
| 監 査 委 員 | 識 見 選 任 | 年額 360,000 円 |
| | 議 会 選 任 | 年額 58,000 円 |
| 地方公務員法 第 3 条第 3 項 第 2 号及び第 3 号の職にある 者 | 日額をもって定める者 | 日額 10,000 円以内で 任命権者が定める額 |
| | 月額をもって定める者 | 月額 230,000 円以内で 任命権者が定める額 |
| | 年額をもって定める者 | 年額 60,000 円以内で 任命権者が定める額 |

6 各市町分担率の状況

(単位：%)

| 事業所等区分 | 費目区分 | 人口割 | 財政 需要割 | 平等割 | 処理割 | 利用割 | |
|--------------------|------------------|-------|-----------|-----|-----|-----|--|
| 総務課 | 管理運営費 | 70 | 20 | 10 | | | |
| | 広域交流拠点施設(余熱利用施設) | | | 20 | | 80 | |
| | 施設管理費 | | | | | | |
| | 広域連携事業費 | | | 100 | | | |
| | 電算共同処理事業費 | | | | 100 | | |
| | 組合諸費※1 | | | 10 | 90 | | |
| 南陽やすらぎ荘 | 管理運営費 | 10 | | 10 | | 80 | |
| 中田クリーンセンター | 管理運営費 | | | 10 | 90 | | |
| | 建設費償還関係 | 10 | | 10 | 80 | | |
| 長井クリーンセンター | 汚泥再生処理施設関係 | 管理運営費 | | | 100 | | |
| | | 公債費 | 10※2 | | 10 | 80 | |
| | ごみ処理施設関係 | 管理運営費 | | | 10 | 90 | |
| | | 公債費 | 10 | | 10 | 80 | |
| 千代田クリーンセンター | 管理運営費※3 | | | 10 | 90 | | |
| | 公債費 | 10 | | 10 | 80 | | |
| 南陽クリーンセンター 解体事業 | 整備事業費 | 10 | | 10 | 80 | | |
| 消防本部 | 消防費、整備事業費、公債費 | 60 | 20 | 20 | | | |
| | 通信指令共同運用事業費※4 | 60 | 20 | 20 | | | |

※1 平成 26、27 年度の千代田クリーンセンター管理運営費分担率を使用。費用のうち、54%は平成 26 年度分担率、46%は平成 27 年度分担率とする。

※2 平成 22 年住民基本台帳人口

※3 リサイクルプラザ再商品化業務委託料は処理割 100%

※4 西置賜行政組合からの負担金を含む。

7 置賜広域行政事務組合のあゆみ

昭和 45(1970)年 7 月 28 日

置賜広域市町村圏に指定

昭和 45 年 8 月 11 日

置賜広域行政協議会発足

昭和 45 年 12 月

置賜広域市町村圏計画策定

昭和 46(1971)年 7 月 13 日

置賜広域行政事務組合設立

長井市外二町共立衛生組合及び南陽市・高島町・川西町共立衛生組合を解散し、置賜広域行政事務組合に統合

組合設立時の施設

し尿処理施設

米沢清掃事業所 104 kl/日

長井清掃事業所 74 kl/日

露橋清掃事業所 90 kl/日

小国清掃事業所 10 kl/日

ごみ処理施設

米沢清掃事業所 30t/8h、70t/8h

長井清掃事業所 30t/8h

南陽清掃事業所 5t/8h、3.75t/8h

高島清掃事業所 3t/8h

川西清掃事業所 3t/8h

小国清掃事業所 10t/8h

昭和 46～47(1972)年度

コンピューターによる共同事務処理を開始しマスターテープ作成し、業務は(株)米沢電子計算センター(現・(株)データシステム米沢)に委託

昭和 47 年 7 月 1 日

小国清掃事業所ごみ処理施設(15t/8h)及び不燃物埋立地を新設し、従来の施設(10t/8h)を廃止

昭和 48(1973)年 11 月 1 日

米沢清掃事業所 36 kl/日増設

昭和 49(1974)年 9 月 1 日

養護老人ホーム南陽やすらぎ荘(入所定員 100 名)開荘

昭和 50(1975)年 3 月

広域市町村振興整備構想研究報告書策定

昭和 50 年 4 月 1 日

長井清掃事業所ごみ処理施設(60t/8h)を新設、従来の施設(30t/8h)を廃止

露橋清掃事業所し尿処理施設 30 kl/日増設

昭和 51(1976)年 5 月 12 日

千代田清掃事業所ごみ処理施設(120t/8h)を新設、同時に米沢・高島・川西清掃事業所ごみ処理施設を廃止

昭和 52(1977)年

南陽清掃事業所ごみ処理施設を廃止

昭和 52 年 5 月 1 日
小国清掃事業所し尿処理施設（20 kℓ/日）を新設、従来の施設（10 kℓ/日）を廃止

昭和 53(1978)年 4 月 1 日
浅川埋立地を新設、米沢・南陽・高畠清掃事業所埋立地を廃止

昭和 54(1979)年 4 月 1 日
へい獣処理施設を新設

昭和 55(1980)年 4 月 1 日
長井清掃事業所し尿処理施設（85 kℓ/日）を新設、従来の施設（74 kℓ/日）を廃止

昭和 56(1981)年 3 月
新置賜広域市町村圏計画策定

昭和 60(1985)年 1 月
地域経済活性化地域に選定

昭和 60 年 4 月
地域経済活性化計画策定

昭和 60 年 4 月 22 日
米沢クリーンセンターし尿処理施設（140 kℓ/日）を新設、従来の施設（140 kℓ/日）を
廃止、米沢清掃事業所を米沢クリーンセンターに改称

昭和 60 年 6 月 1 日
千代田清掃事業所粗大ごみ処理施設（40t/5h）を新設

平成元(1989)年 7 月
自治省の優良広域市町村圏に選定、大臣表彰を受賞

平成元年 8 月
ふるさと市町村圏の指定

平成 2(1990)年 3 月 8 日
新地域経済活性化地域に選定

平成 2 年 3 月
置賜広域ふるさと市町村圏計画策定

平成 2 年 4 月
執行体制を管理者制から理事会制に変更
置賜総合開発協議会の事務局を米沢市から本組合に移行

平成 2 年 11 月
へい獣処理施設を死亡獣畜保冷センターに改称

平成 3(1991)年 4 月
南陽クリーンセンターし尿処理施設（85 kℓ/日）を新設、従来の施設（120 kℓ/日）を
廃止、露橋清掃事業所を南陽クリーンセンターに改称

平成 3 年 12 月
置賜圏域が「まちづくり総合事業」に選定

平成 4(1992)年 3 月
置賜総合開発協議会の事務局を山形県東南置賜合同庁舎内に設置

平成 5(1993)年 4 月
浅川最終処分場を新設、浅川埋立地が埋立完了

平成 5 年 5 月 1 日
企画室を設置

- 平成 6(1994)年 2 月
長井清掃事業所に粗大ごみ処理施設 (30t/5h) を新設
小国町沼沢地内に小国リレーセンターを新設、小国町内の不燃ごみ・粗大ごみを長井
清掃事業所に運搬し処理
- 平成 6 年 9 月 9 日
置賜地域が地方拠点都市地域に指定
- 平成 7(1995)年 3 月 23 日
個性的で活力ある広域行政圏として自治大臣表彰を受賞
- 平成 7 年 4 月 1 日
事務局に施設課を設置、新ごみ処理施設整備事業に着手
- 平成 7 年 7 月 5 日
置賜地域が地域経済基盤強化対策推進地域に指定
- 平成 7 年 7 月 24 日
置賜地方拠点都市地域基本計画が山形県知事より承認
- 平成 9(1997)年 12 月 31 日
小国清掃事業所ごみ処理施設 (15t/8h) 及び最終処分場を廃止
- 平成 10(1998)年 3 月 31 日
企画室を事務局総務課に統合
川西清掃事業所を廃止
- 平成 10 年 7 月 17 日
置賜地域が新地域経済基盤強化対策推進地域に選定
- 平成 10 年 9 月 16 日
(仮称) 清掃センターごみ処理施設 (85t/24h×3 炉 計 255t/24h) にごみ搬入開始
それに伴い、従来の千代田清掃事業所焼却施設 (120t/8h) 及び長井清掃事業所焼却施
設 (60t/8h) を廃止
- 平成 10 年 12 月 18 日
(仮称) 清掃センターごみ処理施設に設置する『置賜広域行政事務組合発電所』蒸気
タービン発電機による発電開始
- 平成 11(1999)年 4 月 1 日
(仮称) 清掃センターごみ処理施設本格稼働。併せて、千代田・長井・小国の各清掃
事業所の名称を千代田クリーンセンター・長井クリーンセンター・小国クリーンセン
ターに改称、ごみ指定袋による有料化開始
- 平成 11 年 6 月
生活空間倍増地域戦略プラン策定
- 平成 11 年 7 月 1 日
長井クリーンセンターに長井リレーセンター (52t/6h) を新設
- 平成 12(2000)年 3 月 1 日
南陽クリーンセンターの汚泥処分方法を焼却から埋立に変更
- 平成 12 年 4 月～10 月
広域ふるさと市町村圏広域活動計画「花と人材育成」の 10 カ年計画の節目として、お
きたまフラワーフェスティバル「花 Year2000」を実施
- 平成 12 年 8 月 1 日
米沢クリーンセンターの汚泥処分方法を焼却から埋立に変更
- 平成 13(2001)年 2 月 27 日
置賜広域ふるさと市町村圏計画基本構想の目標年次を平成 13 年度に改正

平成 13 年 6 月 25 日
置賜地域が新地域経済基盤強化対策推進地域に選定

平成 13 年 7 月 1 日
情報公開条例施行

平成 14(2002)年 2 月 20 日
新置賜広域ふるさと市町村圏計画策定

平成 14 年 4 月 1 日
千代田クリーンセンターにリサイクルプラザ（ペットボトル 2.2t/日・プラスチック製
容器包装 11.3t/日）を新設し、ごみの資源化を開始
あわせて、リサイクルプラザ内に「不燃ごみ」「不燃性粗大ごみ」の一時保管・中継設
備（21t/日）を設置
それに伴い、圏域の不燃ごみの処理は長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設のみとし、
千代田クリーンセンター粗大ごみ処理施設（40t/5h）を廃止

平成 15(2003)年 4 月 1 日
事務局施設課を総務課に統合
小国クリーンセンターし尿処理施設（20 kℓ/日）を廃止

平成 16(2004)年 9 月 3 日
置賜地域が地域経済活性化対策推進地域に選定

平成 18(2006)年 3 月
置賜地方拠点都市地域変更基本計画が山形県知事より承認

平成 18 年 7 月 1 日
個人情報保護条例施行

平成 18 年 10 月
最終処分場跡地利用公園（浅川ふれあい公園）を新設

平成 19(2007)年 9 月
置賜地域が特定地域経済活性化対策推進地域に選定

平成 21(2009)年 4 月
事務局に消防広域化推進室を設置

平成 21 年 4 月 11 日
広域交流拠点施設（余熱利用施設）置賜スポーツ交流プラザ「湯るっと」供用開始

平成 22(2010)年 4 月
消防広域化推進室を消防広域化準備室に改称

平成 23(2011)年 10 月
浅川最終処分場第 1 期分が埋立終了し、第 2 期分を増設

平成 24(2012)年 4 月
消防広域化準備室を廃止
事務局施設課を設置
米沢市、南陽市、高島町、川西町の消防本部を広域化し、消防本部を設置
高機能消防指令センターを新設

平成 24 年 5 月
長井クリーンセンター汚泥再生処理施設建設工事に伴い、工事期間中は仮設対応のため、
し尿処理施設の処理能力を（85 kℓ/日）から（68 kℓ/日）に変更

平成 25(2013)年 2 月 22 日
第 5 次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画策定

平成 26(2014)年 3 月 28 日
消防救急デジタル無線運用開始

平成 26 年 4 月
長井クリーンセンターし尿処理施設を廃止し、汚泥再生処理施設の試験運転開始

平成 26 年 9 月 1 日
長井クリーンセンター汚泥再生処理施設 (65 kℓ/日) を新設
長井リレーセンターを中継施設、小国リレーセンターを小国中継施設に改称

平成 28(2016)年 3 月 22 日
高島消防署を移転新設

平成 28 年 11 月 29 日
川西消防署耐震補強工事完成

平成 29(2017)年 3 月 1 日
米沢消防署南部及び西部出張所を統合し城西分署を新設
千代田クリーンセンター焼却施設の蒸気タービン発電機の出力を 1,990kW から 2,150kW
へ増強

平成 29 年 3 月 31 日
死亡獣畜保冷施設を廃止

平成 29 年 4 月 1 日
消防本部警防通信課を消防本部警防課及び消防本部通信指令課に組織改編

平成 29 年 4 月 1 日
南陽消防署を移転新設

平成 30(2018)年 4 月 1 日
養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の入所定員を 100 名から 90 名に変更

平成 30 年 5 月 28 日
一般財団法人地域活性化センターと「地方創生に向けた人材育成に関する連携協定」を
締結

令和元(2019)年 7 月 17 日
広域交流拠点施設 (余熱利用施設) 置賜スポーツ交流プラザ「湯るっと」の利用者が延
べ 100 万人を達成

令和 2(2020)年 3 月 26 日
浅川最終処分場第 2 処分場の完成

令和 2 年 4 月 1 日
養護老人ホーム南陽やすらぎ荘の運営を指定管理者制度に移行。併せて、入所定員を
90 名から 70 名に変更

令和 3(2021)年 4 月 1 日
消防本部に救急救助課を設置

令和 3 年 8 月
浅川最終処分場第 2 処分場埋立開始

令和 4(2022)年 4 月 1 日
養護老人ホーム南陽やすらぎ荘 (入所定員70名) を移転新設
消防指令センター共同運用準備室を設置

令和 4 年 10 月
広域交流拠点施設 (余熱利用施設) 置賜スポーツ交流プラザ「湯るっと」の改修工事 (増
築・既存施設改修) を実施し、リニューアルオープン

令和5(2023)年3月31日

第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画期間満了に伴い、ふるさと市町村圏計画廃止

令和5年4月1日

置賜広域行政事務組合広域行政事務推進基本計画策定
置賜地域消防通信指令事務協議会設立

令和5年11月1日

置賜3市5町及び置賜広域行政事務組合並びにサントリーグループとのペットボトルの「ボトルtoボトル」水平リサイクルに関する協定締結

令和6(2024)年4月1日

置賜地域消防通信指令センター運用開始

令和7(2025)年2月1日

中田クリーンセンターし尿受入施設の仮稼働開始

令和7年3月31日

米沢クリーンセンターし尿処理施設(140 kℓ/日)及び南陽クリーンセンターし尿処理施設(85 kℓ/日)を廃止

令和7年4月1日

中田クリーンセンターし尿受入施設(100 kℓ/日)を新設

8 令和7年度当初予算

(1) 一般会計

(単位：千円)

| 歳 入 | | | 歳 出 | | |
|------------|-----------|--------|-------|-----------|--------|
| 款 | 金 額 | 構成比 | 款 | 金 額 | 構成比 |
| 1 分担金及び負担金 | 2,816,280 | 63.8% | 1 議会費 | 1,511 | 0.0% |
| 2 使用料及び手数料 | 837,157 | 19.0% | 2 総務費 | 671,617 | 15.2% |
| 3 国庫支出金 | 693 | 0.0% | 3 民生費 | 221,191 | 5.0% |
| 4 財産収入 | 2,778 | 0.1% | 4 衛生費 | 2,984,050 | 67.6% |
| 5 繰入金 | 83,858 | 1.9% | 5 土木費 | 7,079 | 0.2% |
| 6 繰越金 | 17,310 | 0.4% | 6 公債費 | 524,459 | 11.9% |
| 7 諸収入 | 84,831 | 1.9% | 7 予備費 | 3,000 | 0.1% |
| 8 組合債 | 570,000 | 12.9% | | | |
| 計 | 4,412,907 | 100.0% | 計 | 4,412,907 | 100.0% |

(2) 消防特別会計

(単位：千円)

| 歳 入 | | | 歳 出 | | |
|------------|-----------|--------|-------|-----------|--------|
| 款 | 金 額 | 構成比 | 款 | 金 額 | 構成比 |
| 1 分担金及び負担金 | 2,492,829 | 90.9% | 1 消防費 | 2,396,432 | 87.4% |
| 2 使用料及び手数料 | 1,101 | 0.0% | 2 公債費 | 343,819 | 12.5% |
| 3 繰越金 | 2,100 | 0.1% | 3 予備費 | 3,000 | 0.1% |
| 4 諸収入 | 17,321 | 0.6% | | | |
| 5 組合債 | 229,900 | 8.4% | | | |
| 計 | 2,743,251 | 100.0% | 計 | 2,743,251 | 100.0% |

9 令和6年度決算

(1) 一般会計

ア 歳入内訳

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|-------------------|---------------|
| 1 分担金及び負担金(分担金) | 3,753,216,364 |
| 2 使用料及び手数料 | 878,273,041 |
| (1)使用料 | 148,637 |
| (2)手数料 | 878,124,404 |
| 3 国庫支出金(衛生費国庫補助金) | 709,500 |
| 4 財産収入 | 4,385,037 |
| (1)財産運用収入 | 2,435,848 |
| (2)財産売払収入 | 1,949,189 |
| 5 繰入金(基金繰入金) | 80,104,809 |
| 6 繰越金(前年度繰越金) | 90,218,121 |
| 7 諸収入(雑入) | 162,382,608 |
| 8 組合債 | 96,900,000 |
| 合 計 | 5,066,189,480 |

イ 分担金内訳

(単位：円)

| 市 町 名 | 組 合 費 | 電算共同 処理事業費 | 民 生 費 | 衛 生 費 | 土 木 費 | 合 計 |
|---------|-------------|---------------|-------------|---------------|-----------|---------------|
| 米 沢 市 | 74,061,050 | 305,843,120 | 13,419,366 | 1,761,028,936 | 1,746,270 | 2,156,098,742 |
| 長 井 市 | 27,922,947 | 31,892,918 | | 201,659,275 | 555,118 | 262,030,258 |
| 南 陽 市 | 33,811,675 | 36,453,275 | 32,688,746 | 199,689,406 | 714,479 | 303,357,581 |
| 高 畠 町 | 26,639,624 | 20,556,653 | 12,411,832 | 129,840,096 | 433,964 | 189,882,169 |
| 川 西 町 | 18,583,608 | 17,818,372 | 14,862,056 | 127,167,975 | 348,372 | 178,780,383 |
| 白 鷹 町 | 16,053,776 | 17,222,487 | | 102,457,132 | 264,102 | 135,997,497 |
| 飯 豊 町 | 11,041,913 | 14,275,071 | | 88,276,939 | 175,906 | 113,769,829 |
| 小 国 町 | 11,331,805 | 24,664 | | 76,748,871 | 173,789 | 88,279,129 |
| 小 計 | 219,446,398 | 444,086,560 | 73,382,000 | 2,686,868,630 | 4,412,000 | 3,428,195,588 |
| 交付税措置 | | | | 189,883,000 | | 189,883,000 |
| 老人保護措置費 | | | 135,137,776 | | | 135,137,776 |
| 合 計 | 219,446,398 | 444,086,560 | 208,519,776 | 2,876,751,630 | 4,412,000 | 3,753,216,364 |

ウ 歳出内訳

(単位：円)

| 項 目 | 金 額 |
|---------------|-------------|
| 議 会 費 | 2,032,489 |
| 議 会 運 営 事 業 費 | 682,770,775 |
| 総 務 費 | 682,133,107 |
| 総務管理費 | 572,193 |
| 理事長及び理事給与費 | 194,819,148 |
| 総務管理事業費 | 1,505,330 |
| 施設管理事業費 | 196,896,671 |
| 計 | |

| | | | |
|----------------------|-----------------|---------------|-------------|
| 企 画 費 | 企画財政事業費 | 1,066,615 | |
| | 広報事業費 | 3,087,104 | |
| | 広域交流拠点施設事業費 | 27,452,365 | |
| | 広域連携事業費 | 3,018,451 | |
| | 地方公会計費 | 3,566,310 | |
| | ふるさと市町村圏基金活用事業費 | 2,995,981 | |
| | 計 | 41,186,826 | |
| | 電算共同処理費 | 電算共同処理事業事務費 | 442,050 |
| | | 電算共同処理事業費 | 443,607,560 |
| | | 計 | 444,049,610 |
| 組合諸費 | 組合諸費 | - | |
| 監査委員費 | 監査事務費 | 637,668 | |
| 民生費・社会福祉費・南陽養護老人ホーム費 | 運営事業費 | 207,119,161 | |
| 衛 生 費 | | 3,520,238,968 | |
| 清 掃 費 | | 2,385,602,072 | |
| 米沢クリーンセンター費 | し尿処理施設管理事業費 | 23,110,550 | |
| | し尿処理事業費 | 80,889,029 | |
| | し尿処理施設解体準備事業費 | 153,079,695 | |
| | 計 | 257,079,274 | |
| 長井クリーンセンター費 | 汚泥再生処理施設管理事業費 | 28,863,650 | |
| | 汚泥再生処理事業費 | 110,104,348 | |
| | ごみ処理施設管理事業費 | 86,883,216 | |
| | 粗大ごみ処理事業費 | 195,011,754 | |
| | 中継施設事業費 | 93,152,391 | |
| | 小国中継施設事業費 | 31,589,927 | |
| 計 | 545,605,286 | | |
| 南陽クリーンセンター費 | し尿処理施設管理事業費 | 117,711,028 | |
| | し尿処理事業費 | 39,058,008 | |
| | し尿処理施設解体準備事業費 | 17,057,318 | |
| | 計 | 173,826,354 | |
| 千代田クリーンセンター費 | ごみ処理施設管理事業費 | 251,115,906 | |
| | 証紙管理事業費 | 133,786,891 | |
| | 資源ごみ処理事業費 | 130,451,901 | |
| | 焼却処理事業費 | 811,924,717 | |
| | 埋立処分事業費 | 70,925,899 | |
| | 指定ごみ袋子育て支援事業費 | 5,108,252 | |
| | 計 | 1,403,313,566 | |
| (仮称)し尿受入施設事業費 | し尿受入施設管理事業費 | 818,778 | |
| | し尿受入施設処理事業費 | 4,958,814 | |
| | 計 | 5,777,592 | |
| 施設整備費 | し尿受入施設整備事業費 | 1,134,636,896 | |
| 土木費・都市計画費・公園費 | 浅川ふれあい公園管理運営事業費 | 3,867,215 | |
| 公 債 費 | | 523,462,602 | |
| 元 金 | | 518,115,264 | |
| 利 子 | | 5,347,338 | |
| 合 計 | | 4,939,491,210 | |

(2) 消防特別会計

ア 歳入内訳

(単位：円)

| 科 目 | 金 額 |
|------------------|---------------|
| 1 分担金及び負担金 | 2,375,316,000 |
| (1) 分担金 | 2,365,866,833 |
| (2) 負担金(西置賜行政組合) | 9,449,167 |
| 2 使用料及び手数料 | 3,125,401 |
| (1) 使用料 | 101,101 |
| (2) 手数料 | 3,024,300 |
| 3 繰越金(前年度繰越金) | 40,791,072 |
| 4 諸収入(雑入) | 23,158,909 |
| 5 組合債(消防債) | 162,900,000 |
| 合 計 | 2,605,291,382 |

イ 分担金及び負担金内訳

(単位：円)

| 市 町 名 | 消防費分担金 | 通信指令共同運用 分担金及び負担金 | 合 計 |
|-----------|---------------|----------------------|-----------------|
| 米 沢 市 | 1,034,714,158 | 9,394,952 | 1,044,109,110 |
| 南 陽 市 | 470,291,847 | 4,085,461 | 474,377,308 |
| 高 畠 町 | 382,453,043 | 3,258,443 | 385,711,486 |
| 川 西 町 | 318,840,952 | 2,497,977 | 321,338,929 |
| 小 計 | 2,206,300,000 | 19,236,833 | 2,225,536,833 |
| 交 付 税 措 置 | 134,222,000 | 6,108,000 | 140,330,000 |
| 西置賜行政組合 | | (負担金) 9,449,167 | (負担金) 9,449,167 |
| 合 計 | 2,340,522,000 | 34,794,000 | 2,375,316,000 |

ウ 歳出内訳

(単位：円)

| 項 目 | 金 額 | |
|-------------|---------------|---------------|
| 消 防 費 | 2,419,069,400 | |
| 常備消防費 | 消防本部費 | 2,030,175,269 |
| | 米沢消防署費 | 23,570,682 |
| | 南陽消防署費 | 9,025,468 |
| | 高畠消防署費 | 7,829,836 |
| | 川西消防署費 | 6,918,689 |
| | 計 | 2,077,519,944 |
| 消防施設整備事業費 | 消防車両整備事業費 | 311,540,560 |
| 通信指令共同運用事業費 | 通信指令共同運用事業費 | 30,008,896 |
| 公 債 費 | 154,523,340 | |
| 元 金 | 149,433,940 | |
| 利 子 | 5,089,400 | |
| 合 計 | 2,573,592,740 | |

10 コンピューター利用による行政事務共同処理事業

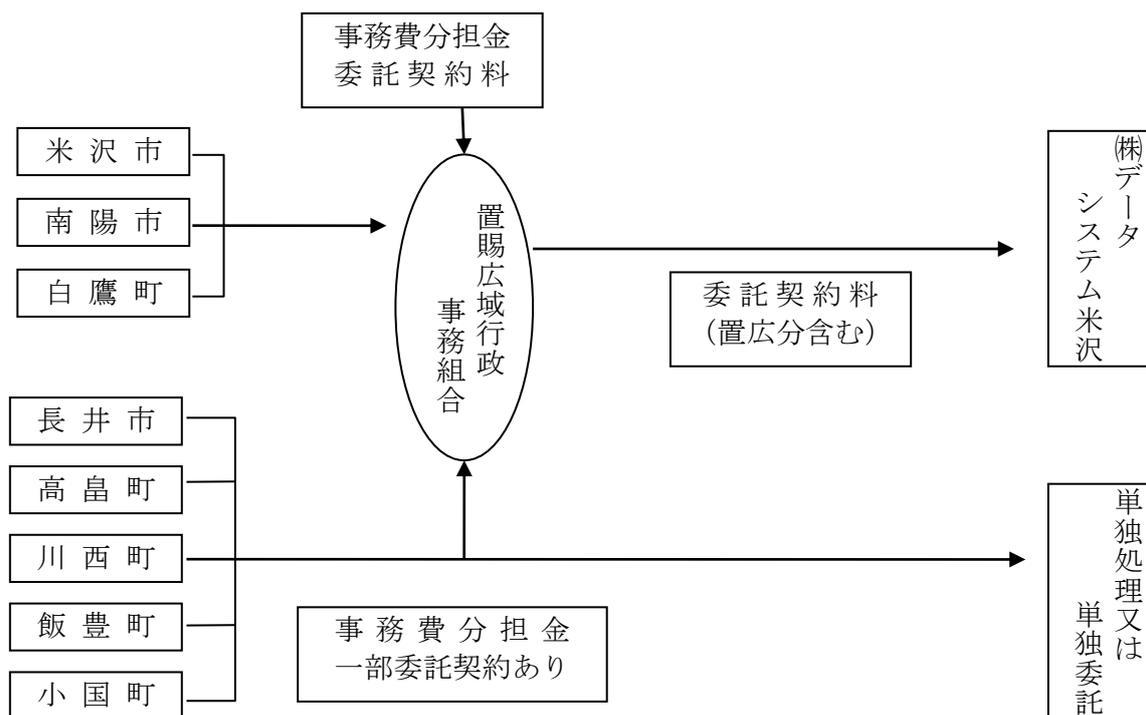
(1) 共同委託方式(共同処理方式)

昭和44年から置賜3市5町が広域市町村圏の指定を受ける協議段階において、米沢市が先がけて行っていたコンピューター利用による行政事務について、3市5町共同で処理しようとする機運が高まり、同年12月に各首長が同意、昭和45年1月に行政事務共同処理研究会を開き検討を加え、広域行政の業務として進めることが確認された。

昭和45年8月の置賜広域行政協議会の発足と同時に分科会を設け、各市町より3～5名の専門委員で準備に入り、昭和46年7月、協議会を解散し、置賜広域行政事務組合を設立、昭和46年から同組合の共同処理事業として(株)米沢電子計算センター(現(株)データシステム米沢)に委託を行う方法で業務を開始した。

昭和46年～47年にかけて自治省(現総務省)の補助事業により3市5町の基本となるマスターテープ(住民マスター、住民登録外マスター、事業所マスター、土地一筆マスター、家屋一棟マスター、償却資産一品マスター、国民健康保険税マスター、固定資産税マスター、賦課資料マスター、軽自動車税マスター、水道マスター、住民税マスター)を作成、その後これらを基本に各種業務の共同処理を進めてきた。

しかし、近年の急速な技術の進展とコンピューターの低価格化により電算処理を独自処理に移行する市町もあり、各市町の財政状況の悪化を背景に、システム経費の削減という課題も生じているが、共同委託処理方式と単独処理を併用して電算業務の効率化に努めている。



(2) 共同アウトソーシング方式(自治体クラウド方式)

電算業務は、昭和 46 年の開始時期から大型汎用機を利用した共同委託方式により、全市町統一のバッチ処理を行ってきたが、コンピューター関連技術のめざましい進展や、各市町の即時処理への要望、財政事情による処理の分散化等を背景に、構成 8 市町のうち 5 市町までが独自処理へと移行するに至り、共同処理のあり方が問題視されてきた。

さらに、財政状況悪化からシステム経費の削減という課題も生じ、時期を前後して、総務省が提唱する「共同アウトソーシング」が着目され始め、平成 17 年度にはその動きも視野に入れながら、今後の電算業務のあり方について、検討機関を組織して検討を開始した。

この検討により、共同処理可能性調査を平成 18 年度に業務委託するとの検討結果をまとめ上げたが、構成市町の財政事情から実施を見送った。

平成 19 年度に入ってから、3 市 5 町全体での共同化については、勉強会を継続することが確認され、山形県置賜総合支庁、山形県情報企画課が参画をし、検討機関を「広域行政検討会」へと移して、具体的な検討を行ってきた。

この検討では、主要 12 業務を対象とすることや、職員の負担軽減のためASP(アプリケーションサービスプロバイダ:インターネット回線により業務で使用するソフトウェアをレンタルする事業者)サービスを活用すること、また、各市町の現在のシステム更新にあわせ順次(5年間かけて)参加することや、契約は各市町が個別に行うこととした。さらに、将来の参加を担保するため参加市町が協定書を締結することや、事業実施のため本組合が事務局を担うことが確認された。

この検討結果を受け、参加の意向を確認した 7 市町により参加協定書を締結したうえで、公募型プロポーザル方式による業者選定を行い、平成 21 年度の長井市を皮切りに、平成 25 年度にはすべての参加市町で事業をスタートした。

この方式は費用削減効果が期待されることから、その後、総務省が自治体クラウドとして、全国 3 箇所を指定して実証試験を行うなど、先進事例として全国の注目を集めた。

共同アウトソーシングの事業期間は平成 29 年度までとしていたが、事業期間終了に伴うシステム更新と、マイナンバー制度の導入に伴うシステム改良作業が重複するため、基幹系システムを令和 2 年度まで延長することとした。その他の内部情報系システムは、令和 4 年度まで従来の共同委託方式(共同処理方式)に追加し、その後、令和 9 年度まで延長することとした。

令和 3 年度以降の基幹系システムについては、検討委員会で検討した結果、①共同アウトソーシング導入団体(2 市 4 町)、②共同処理方式団体(1 市)、③単独運用団体(1 町)、それぞれの方式を延長する基本方針となった。また、令和 3 年度から共同アウトソーシングの事業名称を「置賜広域行政事務組合自治体クラウド」に変更し、令和 12 年度まで延長するとともに、帳票印刷管理業務を追加し、帳票の統一化を図りながら費用削減に努めることとした。

共同アウトソーシング各市町導入スケジュール

| | 21年度 | 22年度 | 23年度 | 24年度 | 25年度 | 26年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | R1年度 | R2年度 |
|-----|-------------------------------|------|--|-------------------------|------------|------|------|------|------|--|------|------|
| 米沢市 | | | 医療費助成(23年1月)・人事給与(24年4月)の2業務のみ参加 | | | | | | | 基幹系システム(下記①～⑩、⑫、⑬は、R2年度まで延長し、R3からR12まで再延長 ⑨財務会計、⑩人事給与、⑪上下水道料金は、H30年度から共同委託方式(共同処理方式)へ移行 | | |
| 長井市 | 21年4月から全業務 | | | | | | | | | | | |
| 南陽市 | | | 22年10月から10業務、23年10月から上下水道料金、制度差替年度から後期高齢 | | | | | | | | | |
| 高島町 | 財務会計は21年11月、他は25年4月から | | | | | | | | | | | |
| 川西町 | 財務会計・人事給与の2業務は21年8月、他は22年4月から | | | | | | | | | | | |
| 白鷹町 | | | | 24年4月から上下水道料金、他は25年4月から | | | | | | | | |
| 飯豊町 | | | | | 25年4月から全業務 | | | | | | | |

共同化は次の 13 業務 (①住民情報 ②税 ③国保年金 ④選挙投票 ⑤福祉 ⑥介護保険 ⑦医療費助成 ⑧学齢簿 ⑨財務会計 ⑩人事給与 ⑪上下水道料金 ⑫後期高齢者医療 ⑬団体内統合宛名番号管理)

1 1 ごみ処理基本計画

置賜広域行政事務組合 ごみ処理基本計画（概要）

（平成 25 年 8 月策定）

I 基本方針

第 1 節 計画の位置づけ

1 計画の目的

ごみ処理基本計画（以下「計画」という。）は、ごみの発生から排出、収集・運搬、処理・処分及び再生利用について総合的な検討を行い、長期的及び総合的な視野に立った、置賜広域行政事務組合（以下「組合」という。）の一般廃棄物処理についての基本方針となるものです。構成市町の住民、事業者及び行政の三者の連携・協力によって発生抑制・再資源化の目標達成を図り、循環型社会の実現を目指すことを目的とします。

2 計画概要

(1) 基本計画策定の役割

計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき策定するものです。

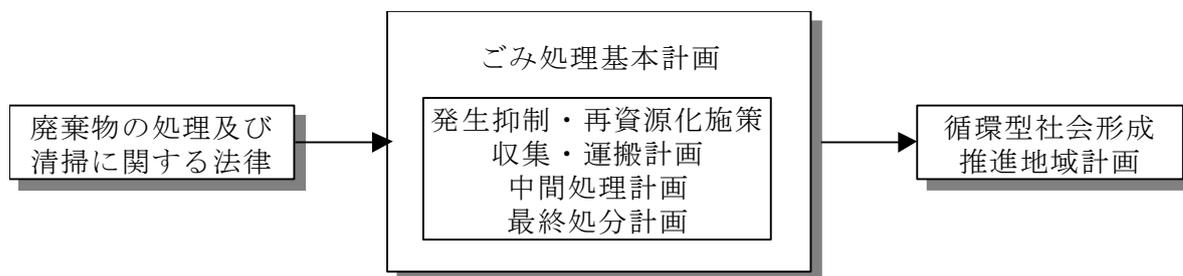
一般廃棄物の処理は、市町村が行うものとされており、収集・処理及び処分方法の検討など、幅広い施策が必要です。

また、住民生活や事業活動と密接に関連し、生活様式や経済状況の変化に応じた体制をとる必要があるため、長期的な視野に立った廃棄物行政を推進しなければなりません。

よって、組合の長期的な行政目標と方針を設定し、構成市町との相互調整に基づき、効率的かつ継続的に施策の推進を図っていきます。

(2) 計画の位置付け

計画の位置付けは [図 1] のとおりです。



[図 1] 計画の位置付け

第2節 基本方針

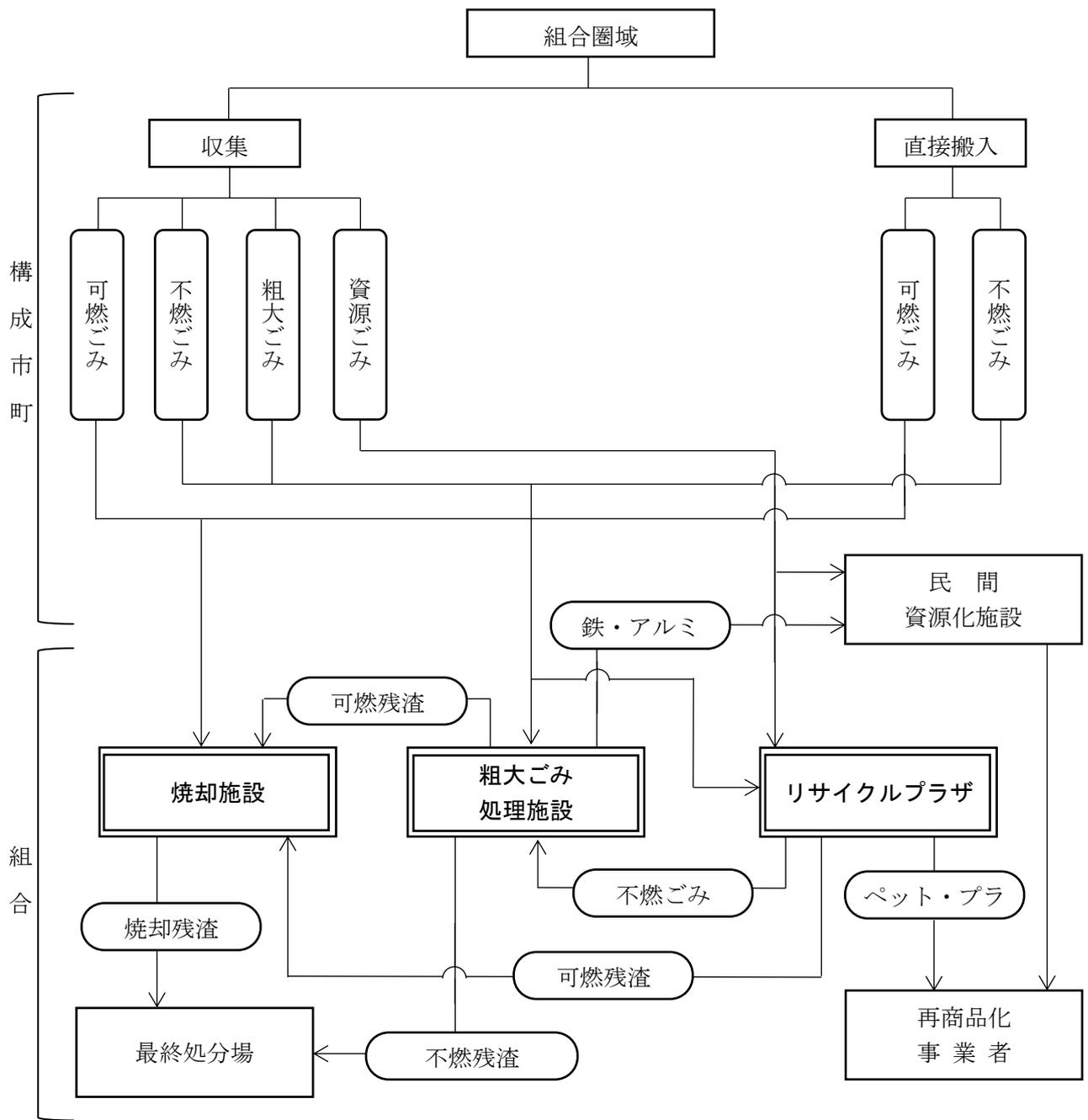
ごみ処理の課題をふまえ、次の基本方針に基づき4R（発生抑制・減量・再使用・再資源化）と一般廃棄物の適正な処理を一体的に推進していきます。

1 ごみ処理の課題

- (1) 構成市町共同の取り組みによる4Rの推進
- (2) 中間処理施設の長期的な性能維持のための維持管理及び補修・改修
- (3) 最終処分場の負荷軽減とその確保

2 基本方針

- (1) 生活環境の確保
計画処理区域内のごみを速やかに収集・運搬し、衛生的な生活環境の保全に努める。
- (2) 適正処理の推進
廃棄物の発生から最終処分まで一貫した衛生的で適正な処理を行うため、処理計画に基づき計画的に収集・運搬・処理を行う。
- (3) 循環型社会形成の推進
発生抑制 : ごみを出さないライフスタイルを推進する。
減量化・再使用 : 構成市町と連携した啓発活動を推進する。
再資源化 : ごみ分別収集の充実を図り、資源化率向上を推進する。
また、再生品等の積極利用を促進する。
余熱利用 : ごみ焼却熱の有効利用を推進する。
- (4) 中間処理施設の適正管理
資源化できないごみを適正に処理し、環境保全を図るため、長期的に安定した処理性能を維持出来るよう、費用対効果の高い適正な維持管理のあり方を検討する。
- (5) 焼却施設の適正管理
稼働後20年以上が経過している焼却施設を今後も継続して適正な処理を行うことが出来るよう維持管理を行うとともに、老朽化の進んだ箇所の改修工事を行い、延命化及びCO₂排出量の削減を行うこととする。
- (6) 最終処分場の適正管理
ごみの減量化・減容化により最終処分場の負荷軽減を図るとともに、適正にごみの処理・処分を完結させるため最終処分場整備を行い、中長期的な処理体系を確保する。
- (7) ごみ処理体系
ごみ処理体系を〔図2〕のとおりとし、基本方針の推進に努める。



[図 2] ごみ処理体系

II 目標年次

この計画は、平成 26 年を初年度とし、15 年後の令和 10 年度を目標年次とします。

なお、中間目標年次は設定しませんが、概ね 5 年毎または諸条件に大きな変動があった場合に、見直しを行います。

III ごみ処理の現状

第 1 節 ごみ処理の概要

1 組合構成と経緯

組合は、米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町及び小国町の 3 市 5 町の一般廃棄物の共同処理等を目的として、昭和 46 年 7 月 13 日に地方自治法第 284 条第 1 項の規定に基づき一部事務組合として設立され現在に至っています。

2 ごみ処理の概要

(1) 処理対象物

ア 家庭から排出されるごみ

イ 事業所から排出される一般廃棄物

(2) 計画処理区域

計画処理区域は構成市町の行政区域全体としています。計画処理区域から排出される一般廃棄物は、次の表に示す各施設で処理を行っています。

[表 1] 施設の概要と処理区域

| 事業所 | 施設 | 内容 | 規模 | 米沢市 | 長井市 | 南陽市 | 高畠町 | 川西町 | 白鷹町 | 飯豊町 | 小国町 |
|-------------|----------|------|--|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 千代田クリーンセンター | 焼却施設 | 可燃ごみ | 255 t/日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | リサイクルプラザ | 資源ごみ | ペット 2.2 t/日 プラ製容器 11.3 t/日 不燃中継 21.0 t/日 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 浅川最終処分場 | 焼却残渣 | 323,430 m ³ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 不燃残渣 | | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 長井クリーンセンター | 粗大ごみ処理施設 | 不燃ごみ | 30 t/5h | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | | 粗大ごみ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| | 中継施設 | ごみ中継 | 52 t/日 | | ○ | | | | ○ | ○ | |
| | 小国中継施設 | ごみ中継 | 受入ホッパ 4 基 | | | | | | | | ○ |

注) ○印は施設利用市町を示す。

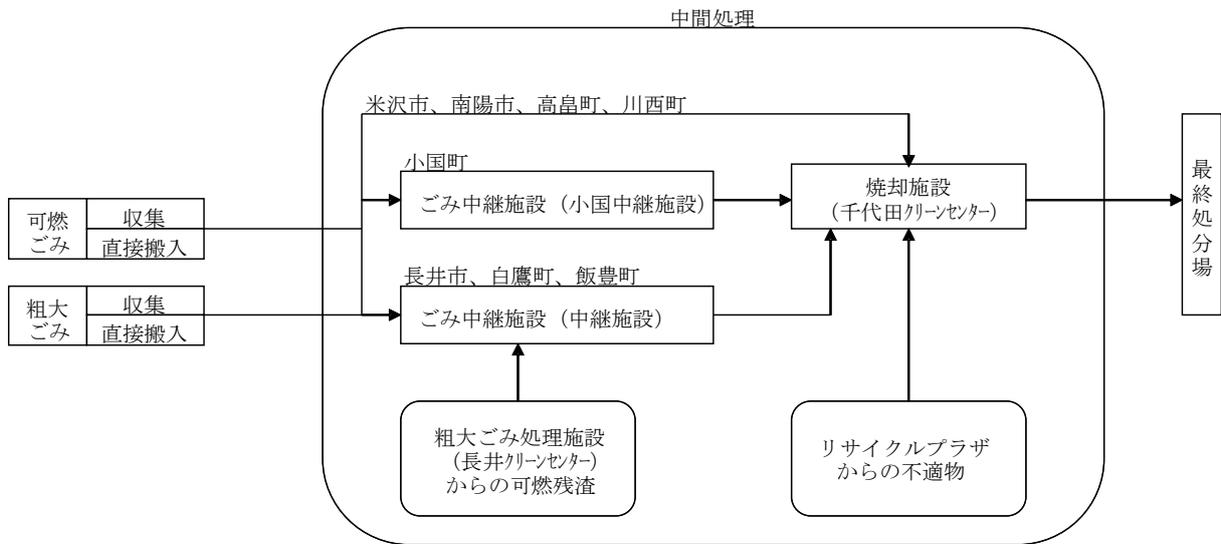
第2節 処理施設の現状

1 処理施設の概要

収集または直接搬入されるごみは、千代田クリーンセンター及び長井クリーンセンターで受入れ、可燃ごみ・不燃ごみ・ペットボトル及びプラスチック製容器包装それぞれを次に示す処理体系により処理しています。

(1) 可燃ごみ

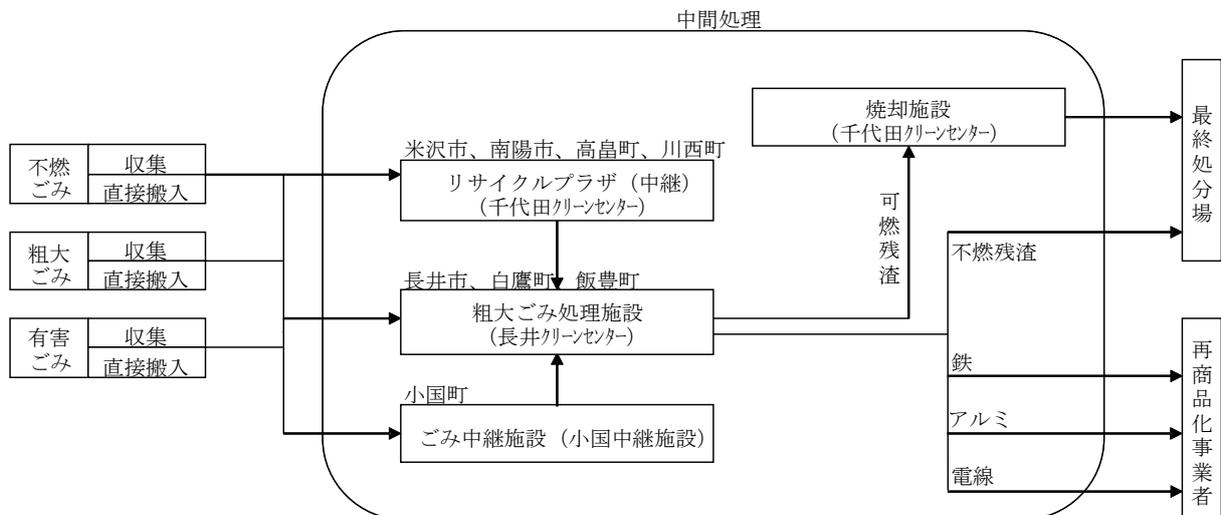
可燃ごみは、[図3] のとおり、千代田クリーンセンターで焼却処理し、サーマルリサイクルをしています。



[図3] 可燃ごみの処理体系

(2) 不燃ごみ

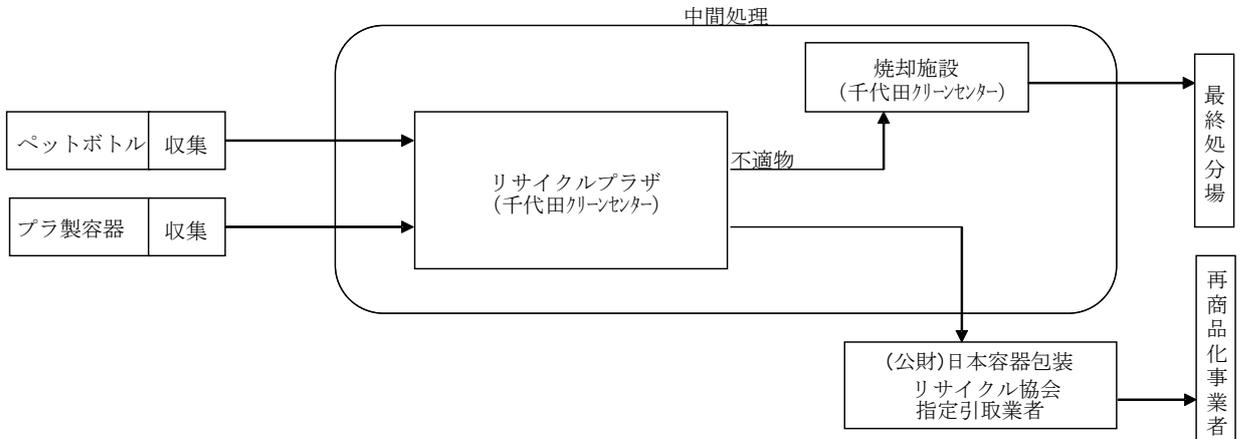
不燃ごみは、[図4] のとおり、長井クリーンセンターの粗大ごみ処理施設で処理し、鉄及びアルミを資源化し、残渣は焼却または埋め立てています。



[図4] 不燃ごみ及び粗大ごみ処理体系

(3) 資源ごみ

資源ごみは、[図 5]のとおり、千代田クリーンセンターのリサイクルプラザで中間処理し、不適物は焼却しています。



[図 5] 資源ごみ処理体系

2 施設の整備状況

中間処理施設の整備状況は [表 2]、最終処分場の概要については [表 3] に示すとおりです。

[表 2] 中間処理施設の整備状況

| 施設 | 年度 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|--|--|
| | H3 | H4 | H5 | H6 | H7 | H8 | H9 | H10 | H11 | H12 | H13 | H14 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 | | |
| 焼却施設 | | | | | | ←→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 粗大ごみ処理施設 | | ←→ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 資源化施設 リサイクルプラザ | | | | | | | | | | ←→ | | | | | | | | | | | | | | |
| ごみ中継施設 (中継施設) | | | | | | | | ↔ | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ごみ中継施設 (小国中継施設) | | | ◆ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[表 3] 最終処分場の概要

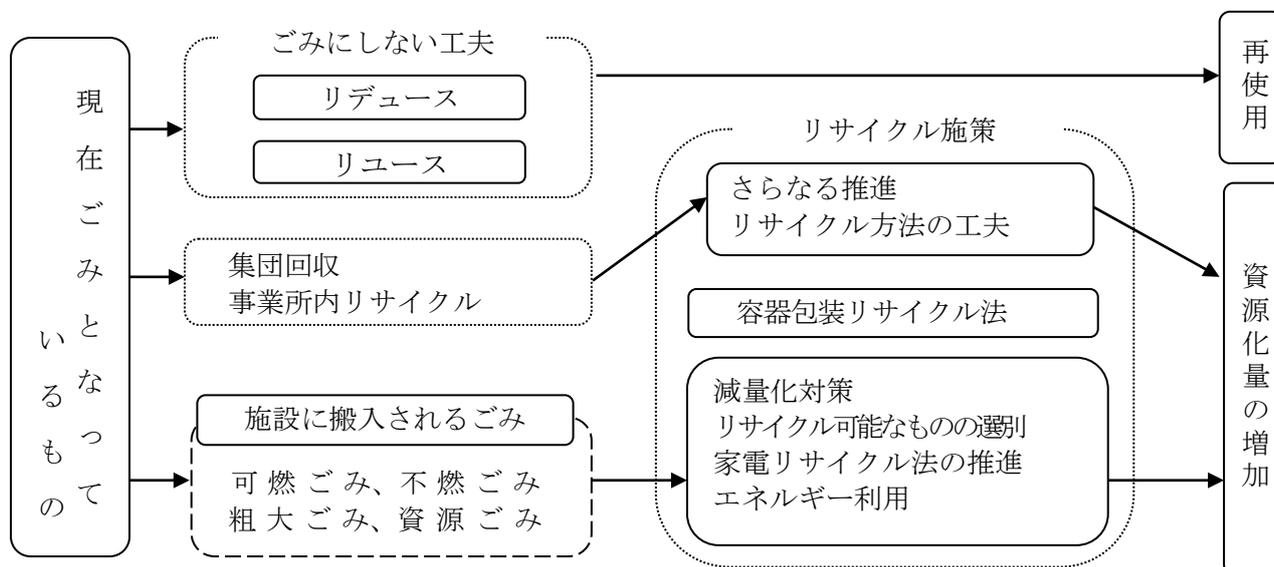
| 項目 | 内容 |
|-----------|---|
| 名称 | 浅川最終処分場 |
| 所在地 | 山形県米沢市大字浅川 1908 番地 |
| 供用開始 | 第 1 期：平成 5 年 4 月／第 2 期：平成 23 年 10 月 |
| 埋立終了年度 | 令和 3 年度 |
| 埋立対象物 | 焼却残渣、不燃残渣、土砂・ガレキ、浸出水処理施設脱水汚泥 |
| 埋立面積 | 第 1 期：40,300m ² ／第 2 期：20,770m ² ／合計：61,070m ² |
| 埋立容積 | 第 1 期：234,100m ³ ／第 2 期：89,330m ³ ／合計：323,430m ³ |
| 埋立方式 | サンドイッチセル方式、準好気性埋立構造 |
| 浸出水処理施設能力 | 85m ³ /日 |
| 浸出水処理方式 | 調整槽＋生物脱窒素処理（接触酸化方式）＋凝集沈殿＋砂濾過＋滅菌 |
| 放流先 | 天王川（1 級河川） |

IV ごみ発生量の見込み等

第1節 減量化施策後のごみ量

1 基本原則

目標を達成するため、住民、事業者及び行政の三者の連携・協力をもって、一方的な生産・消費・廃棄から資源循環型社会への移行を推進していきます。



[図 6] 循環型社会への移行イメージ

2 施策の目標

発生抑制及び再資源化の施策の目標は、次のとおりとします。

[表 4] ごみの資源化率及び減量化率の目標

| |
|--|
| 目標 1：ごみ排出量を減らす |
| 計画目標年度の令和 10 年度で、平成 19 年度比 22% の減量化。 ただし、資源を除く。 (中間目標) 平成 29 年度で、平成 19 年度比 12% の減量化。 ただし、資源を除く。 |
| 目標 2：資源化率を上げる |
| 計画目標年度の令和 10 年度で 資源化率 20% を目指す。 (中間目標) 平成 29 年度で 資源化率 17% を目指す。 |
| 目標 3：最終処分量を減らす |
| 計画目標年度の令和 10 年度は、平成 19 年度比 13% の減量化 (中間目標) 平成 29 年度で、平成 19 年度比 3% の減量化 |

目標 1：ごみ排出量を減らす

当組合では、ごみ有料化の導入、資源化施設の整備等を行い、ごみ排出量の削減に関する住民啓発施策も積極的に行っていることから、排出量に関しては十分な削減効果が上がっていると考えられます。また、人口も減少傾向にあることから、ごみ排出総量は大きく減少しています。この結果、国の目標値である平成19年度比5%削減は既に達せられている状況にあります。

今後も、ごみ排出量の削減に関する啓発を継続して行うことで、さらなる削減は期待できると考えられます。

[表5] ごみ排出量の減量化目標（単位：t/年）

| 項目 | 実績 | | 目標 | |
|-----------|--------|--------|--------|--------|
| | H19 | H24 | H29 | R10 |
| 搬入量 資源を除く | 60,072 | 56,751 | 53,774 | 48,802 |
| (H19比) | - | △5.5% | △10.5% | △18.8% |

目標2：資源化率を上げる

資源化率については、令和10年度に20%を達成することを目標とします。

現在、当組合ではリサイクルプラザにおけるペットボトル及びプラスチック製容器包装の資源化、市町回収、集団回収による資源化を行っており、平成24年度実績では、資源化率15.6%となっています。

今後は、生ごみのコンポスト化や容り法プラスチックの分別、古紙類の回収をさらに徹底することとし、資源化率の向上を目指すこととします。

[表6] 資源化率の目標（単位：t/年）

| 項目 | 実績 | 目標 | |
|------|--------|--------|--------|
| | H24 | H29 | R10 |
| 資源化量 | 10,391 | 11,066 | 12,012 |
| 資源化率 | 15.6% | 17.3% | 20.4% |

目標3：最終処分量を減らす

当組合においては、既に平成14年のリサイクルプラザ稼働に合わせて、ごみの排出量の大幅な減少と資源ごみ回収量の増大が達成されています。このため、最終処分量は約2千t（前年比17%減）の大幅減少となっています。

平成22年12月改正の国の目標では平成19年度を基準としていますが、改正前の基準年度平成9年度と比較すると、目標年度の令和10年度では約半分になると見込まれます。

平成19年度比22%削減の達成は難しい状況となっていますが、今後もごみの減量化及び資源化の推進により、最終処分量の削減に努めます。

[表7] 最終処分量の削減目標（単位：t/年）

| 項目 | 実績 | | | 目標 | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | H9 | H19 | H24 | H29 | R10 |
| 最終処分量 | 14,197 | 8,662 | 9,114 | 8,425 | 7,501 |
| (H9比) | - | △39.0% | △35.8% | △40.7% | △47.2% |
| (H19比) | - | - | 5.2% | △2.7% | △13.4% |

V ごみ処理の方法及び施設の概要

資源ごみとしてリサイクルできないごみは、適正な中間処理と最終処分を行い、環境保全に努めていきます。

また、中間処理を行う際に、鉄・アルミ等の回収や焼却熱(サーマルリサイクル)の有効利用を図っていくと共に、容り法に基づきペットボトル及びプラスチック製容器包装を資源化していきます。

1 処理対象ごみと処理方法

組合の中間処理施設における処理対象ごみ及び処理方法は、次のとおりとします。

(1) 可燃ごみ

処 理 方 法：焼却処理(一部の区域は資源化)、焼却残渣は埋立処分

資源化対策：焼却熱利用(廃熱発電・熱源利用)

(2) 不燃ごみ・粗大ごみ

処 理 方 法：破碎処理、可燃残渣は焼却処理、不燃残渣は埋立処分

資源化対策：鉄・アルミ・電線回収

(3) ペットボトル・プラスチック製容器包装

処 理 方 法：資源化施設で手選別後圧縮梱包

資源化対策：(公財)日本容器包装リサイクル協会のルートで資源化

(4) 有害ごみ

処 理 方 法：蛍光灯は専用破碎機により破碎処理後、保管

乾電池は手選別後、水銀含有のもののみ保管

処 分 方 法：水銀含有廃棄物として処分委託

2 中間処理施設

(1) 焼却施設(千代田クリーンセンター 焼却施設)

可燃ごみは、千代田クリーンセンター1カ所で焼却を行う体制を継続し、余熱の有効利用を行っていきます。

施設は、平成11年4月の稼働から毎年計画的な修繕を実施し、維持管理に努めてきましたが、基幹的設備の老朽化が進んでいることから国の交付金を活用した事業として、平成27年度から平成29年度までの3か年で改良工事を行っています。工事内容としては、基幹的設備の更新、発電量の増強及び二酸化炭素排出削減を目的とした高効率機器への更新を行い、15年程度の施設延命化を図るものです。

(2) 破碎処理施設(長井クリーンセンター 粗大ごみ処理施設)

不燃ごみは、長井クリーンセンター1カ所で破碎処理を行う体制を継続し、中間処理の過程で機械選別を行い、鉄類及びアルミ類、可燃残渣と不燃残渣に選別して、資源物の回収及び最終処分場への負荷の軽減に努めます。

施設は、平成6年2月の稼働から20年以上が経過し、各設備の老朽化が著しく、5カ年整備補修計画では、毎年7千万円から1億円の修繕費が予定されています。

したがって、更新も今後検討しなければなりません。粗大ごみ処理施設の設置場所等、ごみ処理全体の効率性を考慮しつつ、中継輸送も含めた全体の中で検討します。

(3) 資源化施設(千代田クリーンセンター リサイクルプラザ)

計画収集された生活系のペットボトル及びプラスチック製容器包装は、手選別を行い、不適物を取り除いて圧縮梱包後、(公財)日本容器包装リサイクル協会の指定引き取り業者へ引き渡します。

施設は、平成14年4月の稼働から10年以上が経過し、各設備の老朽化が進んでいます。

したがって、毎年計画的な点検・補修・修繕計画を確立し、安全かつ効率的な施設の維持管理を行います。

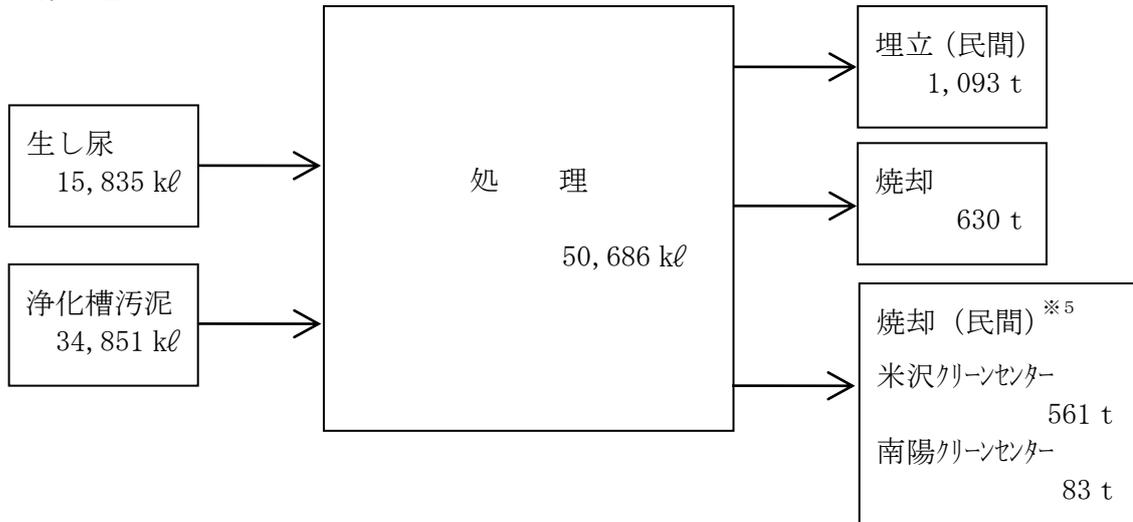
(4) 最終処分場(浅川最終処分場)

平成 23 年 10 月より、浅川最終処分場の第 2 期区画を併用開始しており、計画では、平成 30 年度まで使用することとなっています。その後の最終処分場については、隣接地に新たに整備するものとして現在、計画を進めております。

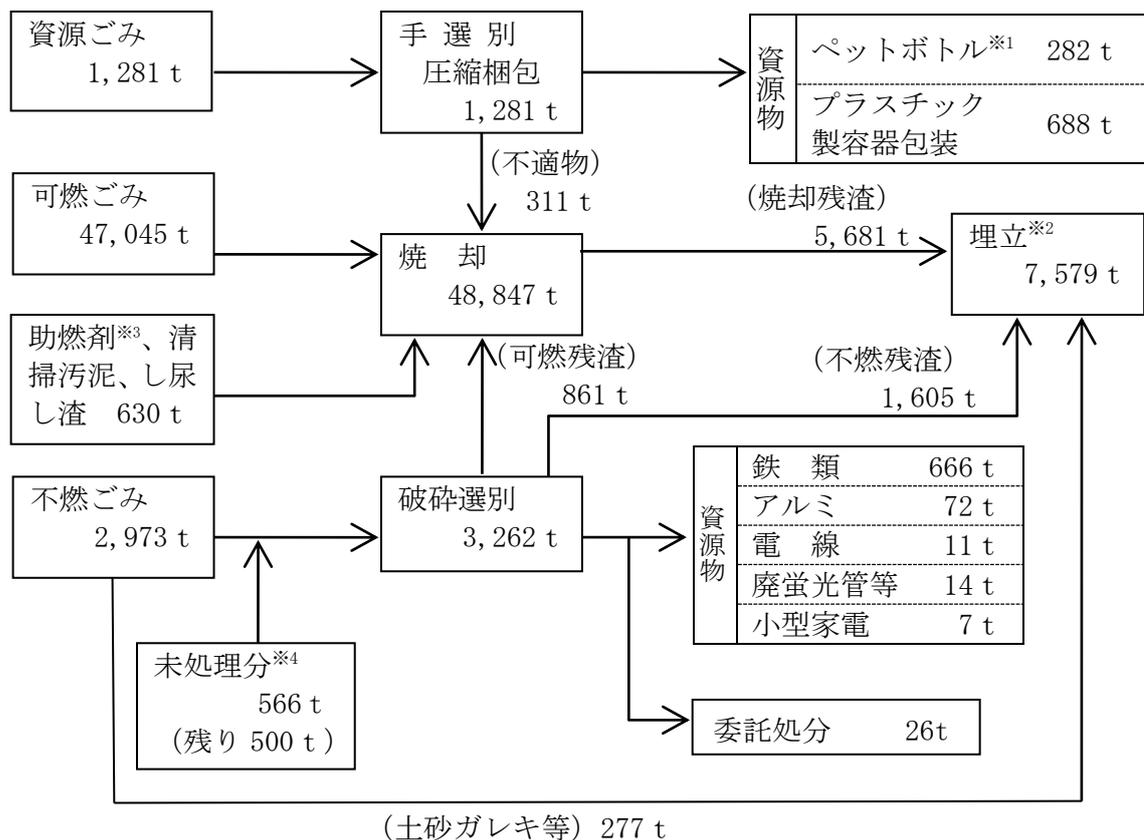
1 2 廃棄物処理（令和6年度処理状況）

(1) 処理概要

ア し尿処理



イ ごみ処理



※1 B級ペットボトル3 tを含む。

※2 浅川最終処分場第2処分場の浸出水処理施設汚泥16 tを含む。

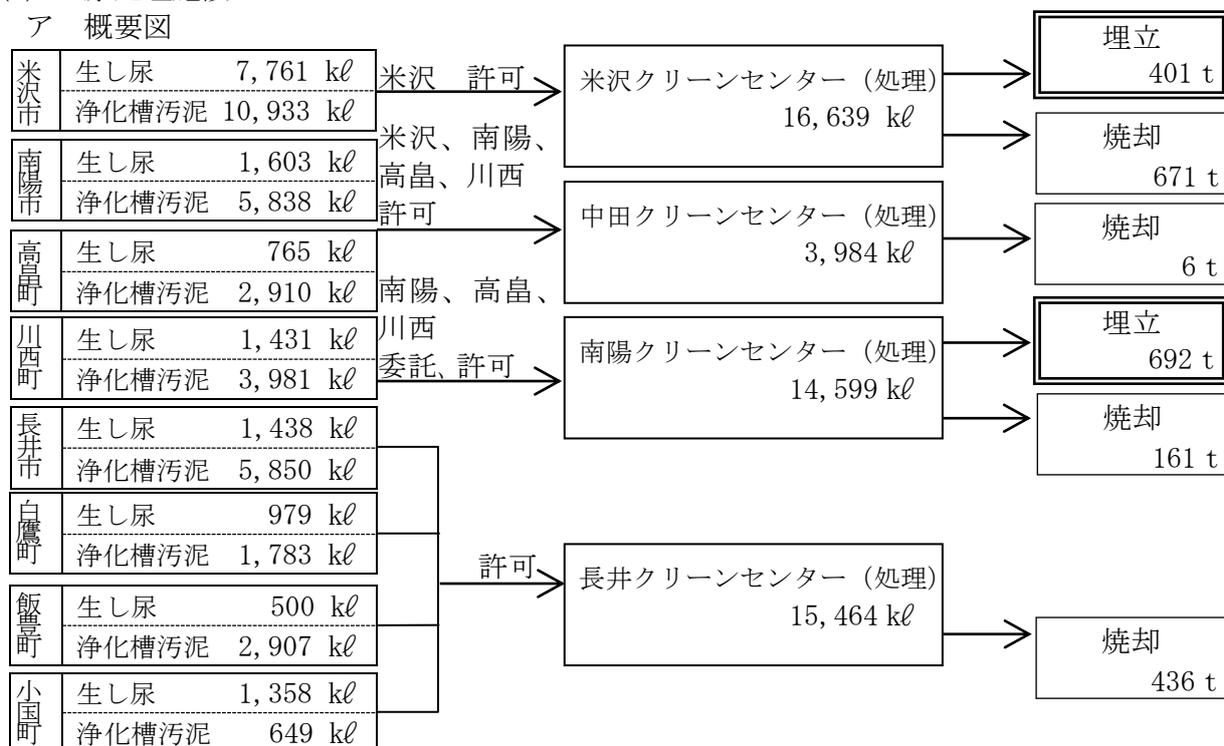
※3 汚泥再生処理施設にて発生した汚泥を低含水率化(70%以下)することにより、焼却施設で混焼可能としたもの。

※4 破碎機故障により令和5年9月19日から令和6年3月24日まで施設を停止していたため。

※5 米沢クリーンセンター及び南陽クリーンセンター廃止に伴う槽内清掃汚泥を民間処理施設で焼却した量。

(2) し尿処理施設

ア 概要図



イ 年度別施設別処理状況

(単位：kl)

| 区 分 | | 米沢クリーンセンター | 南陽クリーンセンター | 長井クリーンセンター | 中田クリーンセンター | 合 計 |
|-------|-------|------------|------------|------------|------------|--------|
| 令和4年度 | 生し尿 | 9,753 | 4,552 | 4,750 | | 19,055 |
| | 浄化槽汚泥 | 10,748 | 13,793 | 12,387 | | 36,928 |
| | 計 | 20,501 | 18,345 | 17,137 | | 55,983 |
| 令和5年度 | 生し尿 | 9,232 | 3,932 | 4,476 | | 17,640 |
| | 浄化槽汚泥 | 10,992 | 13,888 | 11,662 | | 36,542 |
| | 計 | 20,224 | 17,820 | 16,138 | | 54,182 |
| 令和6年度 | 生し尿 | 7,081 | 3,332 | 4,275 | 1,147 | 15,835 |
| | 浄化槽汚泥 | 9,558 | 11,267 | 11,189 | 2,837 | 34,851 |
| | 計 | 16,639 | 14,599 | 15,464 | 3,984 | 50,686 |

ウ 年度別市町別処理状況

(単位：kℓ)

| 区 分 | 米沢市 | 長井市 | 南陽市 | 高畠町 | 川西町 | 白鷹町 | 飯豊町 | 小国町 | 合 計 | |
|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 令和4年度 | 生し尿 | 9,753 | 1,714 | 1,921 | 863 | 1,768 | 1,113 | 503 | 1,420 | 19,055 |
| | 浄化槽 | 10,748 | 6,255 | 6,469 | 3,142 | 4,182 | 2,274 | 3,028 | 830 | 36,928 |
| | 計 | 20,501 | 7,969 | 8,390 | 4,005 | 5,950 | 3,387 | 3,531 | 2,250 | 55,983 |
| 令和5年度 | 生し尿 | 9,232 | 1,554 | 1,649 | 725 | 1,558 | 1,013 | 447 | 1,462 | 17,640 |
| | 浄化槽 | 10,992 | 6,083 | 6,349 | 3,262 | 4,277 | 1,827 | 2,923 | 829 | 36,542 |
| | 計 | 20,224 | 7,637 | 7,998 | 3,987 | 5,835 | 2,840 | 3,370 | 2,291 | 54,182 |
| 令和6年度 | 生し尿 | 7,761 | 1,438 | 1,603 | 765 | 1,431 | 979 | 500 | 1,358 | 15,835 |
| | 浄化槽 | 10,933 | 5,850 | 5,838 | 2,910 | 3,981 | 1,783 | 2,907 | 649 | 34,851 |
| | 計 | 18,694 | 7,288 | 7,441 | 3,675 | 5,412 | 2,762 | 3,407 | 2,007 | 50,686 |

エ し尿処理施設概要

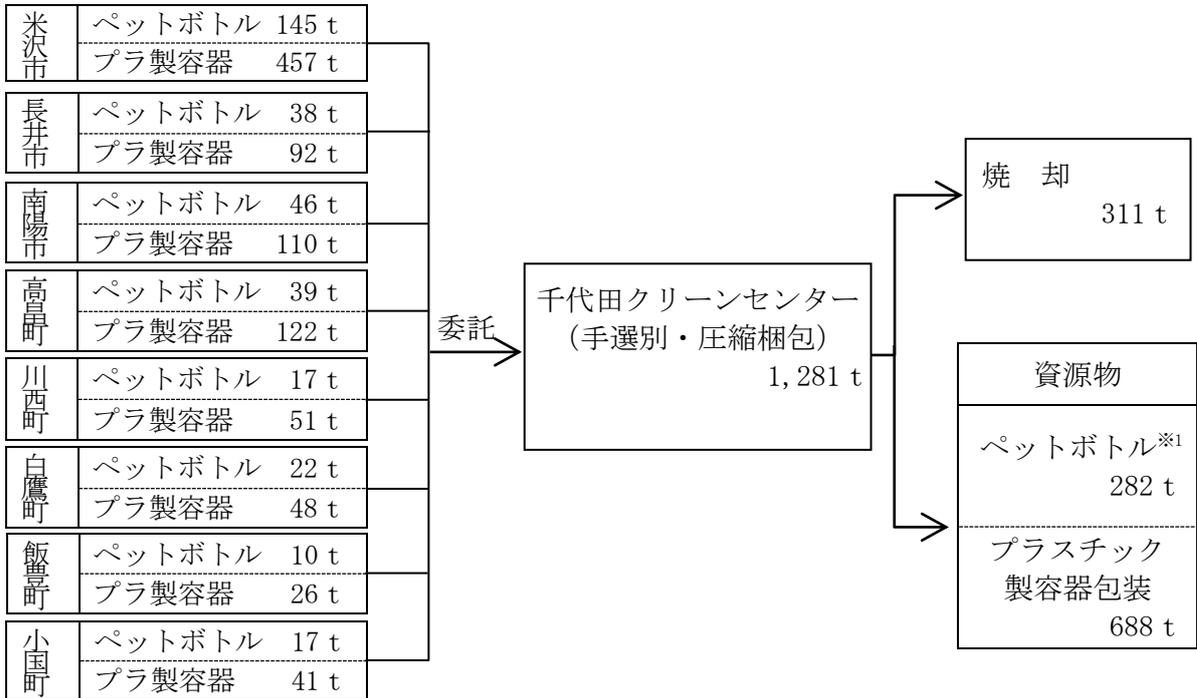
| 区 分 | 米沢クリーンセンター | | 南陽クリーンセンター |
|-------------|--------------|-------------------------|------------|
| 所 在 地 | 米沢市春日四丁目1-20 | | 南陽市露橋620 |
| 処 理 方 法 | 1・2次 | 標準脱窒素処理方式 | 高負荷脱窒素処理方式 |
| | 高度処理 | 加圧浮上分離+オゾン酸化(休止中)+砂ろ過処理 | |
| 処 理 能 力 | 140kℓ/日 | | 85kℓ/日 |
| 建 設 年 度 | 昭和58～59年度 | | 平成元～2年度 |
| 運 転 開 始 年 月 | 昭和60年4月 | | 平成3年4月 |

| 区 分 | 長井クリーンセンター (汚泥再生処理施設) | 中田クリーンセンター (し尿受入施設) |
|-------------|-----------------------------------|------------------------|
| 所 在 地 | 長井市舟場30-1 | 米沢市中田町1660 |
| 処 理 方 法 | 浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式+高度処理(活性炭吸着) | 前処理+無希釈投入方式 |
| 処 理 能 力 | 65kℓ/日 | 100kℓ/日 |
| 建 設 年 度 | 平成24～26年度 | 令和4～6年度 |
| 運 転 開 始 年 月 | 平成26年9月 | 令和7年4月 |

(3) ごみ処理施設

ア 概要図

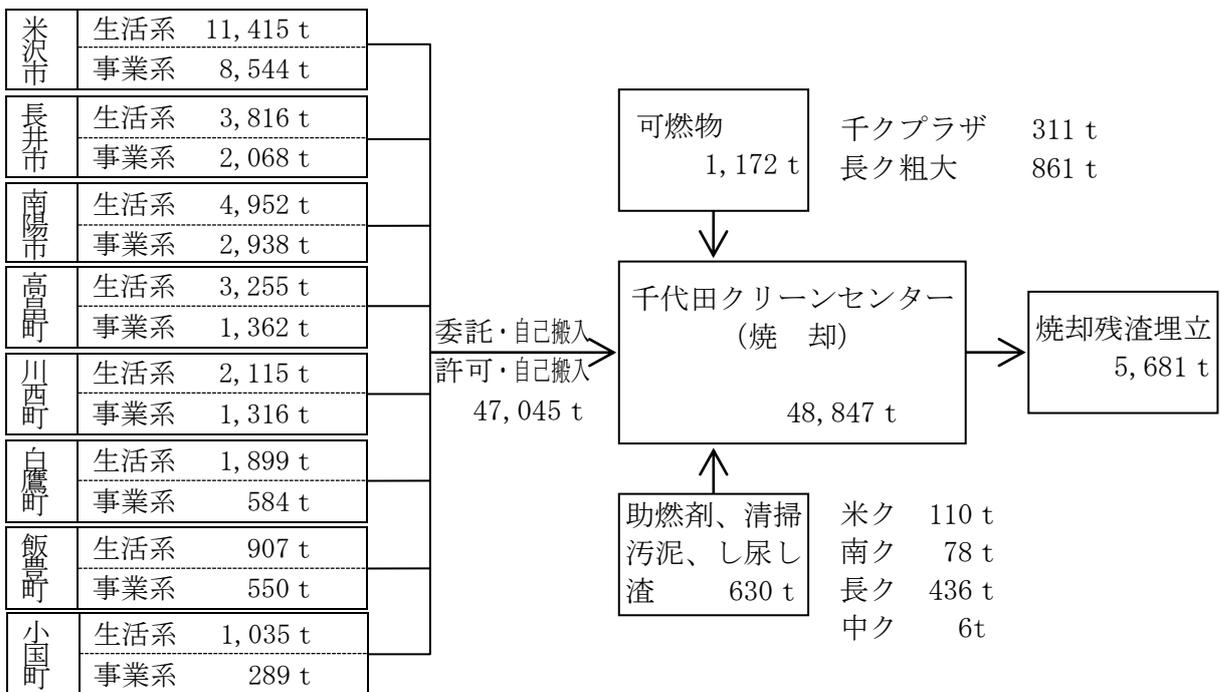
(ア) 資源ごみ



※1 B級ペットボトル3tを含む。

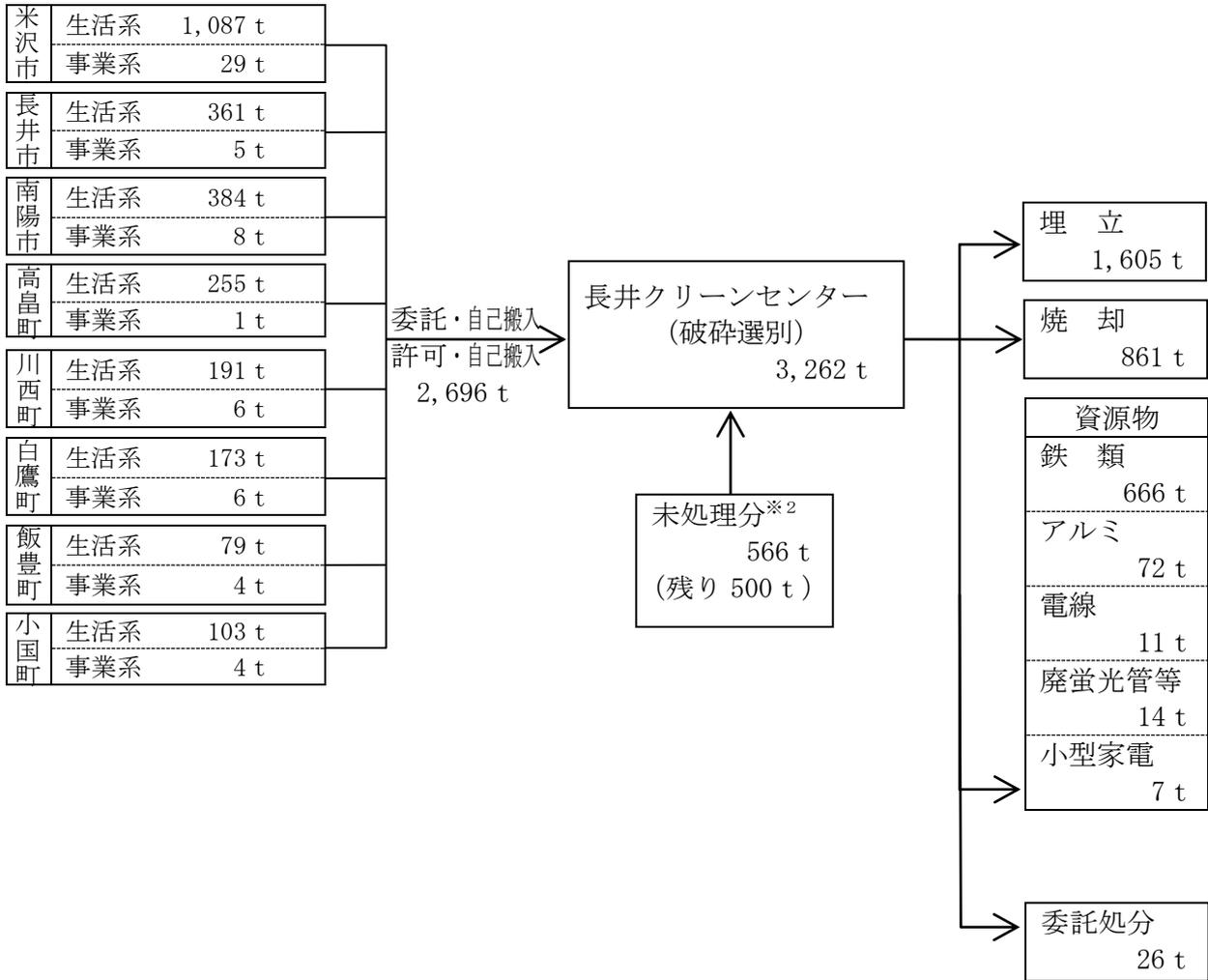
※2 1t未満端数処理の都合上、市町毎のごみ量合計は実数と合わないことがあります。

(イ) 可燃ごみ



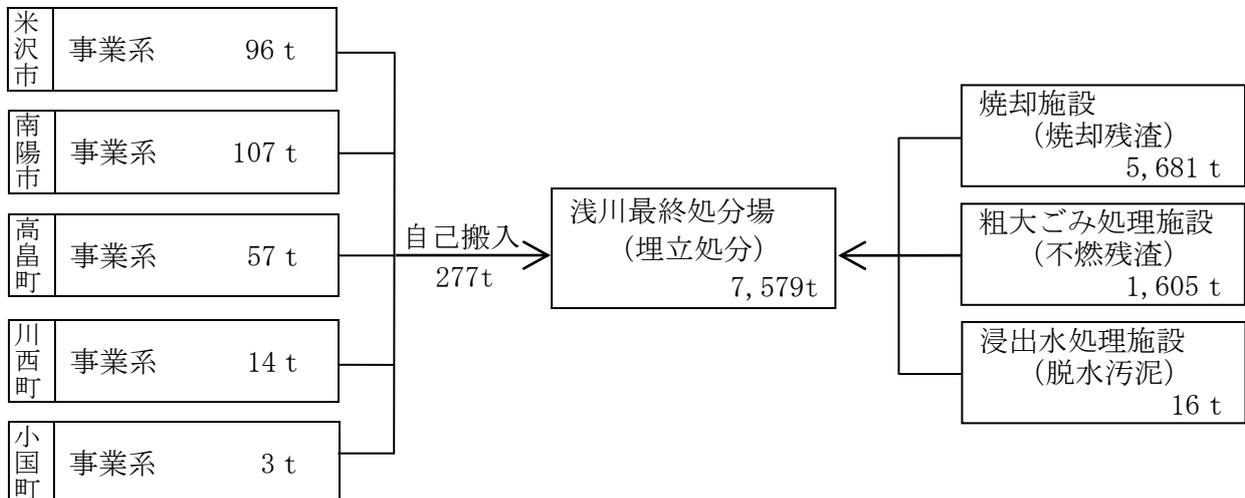
※ 1t未満端数処理の都合上、市町毎のごみ量合計は実数と合わないことがあります。

(ウ) 不燃ごみ（米沢市、南陽市、高畠町、川西町及び小国町の土砂ガレキ等を除く）



※1 1 t 未満端数処理の都合上、市町毎のごみ量合計は実数と合わないことがあります。
 ※2 破碎機故障により令和5年9月19日から令和6年3月24日まで施設を停止していたため。

(エ) 土砂ガレキ等の不燃物



※ 1t未満端数処理の都合上、市町毎のごみ量合計は実数と合わないことがあります。
イ 年度別施設別処理状況

(ア) 資源化施設 (単位：t)

| 区 分 | 千代田クリーンセンターリサイクルプラザ |
|-------|---------------------|
| 令和4年度 | 1,354 |
| 令和5年度 | 1,295 |
| 令和6年度 | 1,281 |

(イ) 焼却施設 (単位：t)

| 区 分 | 千代田クリーンセンター焼却施設 |
|-------|-----------------|
| 令和4年度 | 54,542 |
| 令和5年度 | 50,237 |
| 令和6年度 | 48,847 |

(ウ) 粗大ごみ処理施設 (単位：t)

| 区 分 | 長井クリーンセンター粗大ごみ処理施設 |
|-------|--------------------|
| 令和4年度 | 3,689 |
| 令和5年度 | 2,029 |
| 令和6年度 | 3,262 |

(エ) 埋立処分施設 (単位：t)

| 区 分 | 千代田クリーンセンター浅川最終処分場 第2処分場 |
|-------|-----------------------------|
| 令和4年度 | 8,098 |
| 令和5年度 | 6,941 |
| 令和6年度 | 7,579 |

※第1処分場は令和3年7月末、埋立終了。

ウ 年度別市町別処理状況

(単位：t)

| 区 分 | 米沢市 | 長井市 | 南陽市 | 高畠町 | 川西町 | 白鷹町 | 飯豊町 | 小国町 | 合 計 | |
|-------|-----|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|
| 令和4年度 | 資源 | 665 | 135 | 149 | 167 | 67 | 73 | 40 | 58 | 1,354 |
| | 可燃 | 21,696 | 6,623 | 8,470 | 4,812 | 4,354 | 2,718 | 2,091 | 1,480 | 52,244 |
| | 不燃 | 1,569 | 470 | 596 | 348 | 449 | 218 | 174 | 141 | 3,965 |
| | 計 | 23,930 | 7,228 | 9,215 | 5,327 | 4,870 | 3,009 | 2,305 | 1,679 | 57,563 |
| 令和5年度 | 資源 | 621 | 134 | 149 | 157 | 66 | 72 | 38 | 58 | 1,295 |
| | 可燃 | 20,805 | 6,057 | 8,177 | 4,691 | 3,564 | 2,520 | 1,491 | 1,400 | 48,705 |
| | 不燃 | 974 | 260 | 401 | 242 | 169 | 118 | 59 | 95 | 2,318 |
| | 計 | 22,400 | 6,451 | 8,727 | 5,090 | 3,799 | 2,710 | 1,588 | 1,553 | 52,318 |
| 令和6年度 | 資源 | 602 | 130 | 156 | 161 | 68 | 70 | 36 | 58 | 1,281 |
| | 可燃 | 19,959 | 5,884 | 7,890 | 4,617 | 3,431 | 2,483 | 1,457 | 1,324 | 47,045 |
| | 不燃 | 1,446 | 442 | 581 | 367 | 252 | 217 | 99 | 135 | 3,539 |
| | 計 | 22,007 | 6,456 | 8,627 | 5,145 | 3,751 | 2,770 | 1,592 | 1,517 | 51,865 |

エ ごみ処理施設概要

| 区 分 | 千代田クリーンセンター | |
|-------------|---|----------------------------------|
| | リサイクルプラザ | 焼却施設 |
| 所 在 地 | 高畠町大字夏茂2933 | |
| 処 理 方 式 | 圧縮梱包・コンテナ積替方式 | 全連続燃焼方式 |
| 処 理 能 力 | ペットボトル 2.2 t / 日 プラスチック製容器包装 11.3 t / 日 不燃ごみ中継 21.0 t / 日 | 255 t / 24h (85 t / 24h × 3基) |
| 建 設 年 度 | 平成13年度 | 平成8～10年度 |
| 運 転 開 始 年 月 | 平成14年4月 | 平成11年4月 |

| 区 分 | 長井クリーンセンター | |
|-------------|---------------|--|
| | 粗大ごみ処理施設 | |
| 所 在 地 | 長井市舟場30-1 | |
| 処 理 方 式 | 横型衝撃せん断回転処理方式 | |
| 処 理 能 力 | 30 t / 5h | |
| 建 設 年 度 | 平成4～5年度 | |
| 運 転 開 始 年 月 | 平成6年2月 | |

| 区 分 | 長井クリーンセンター | |
|-------------|--------------|-------------|
| | 中継施設 | 小国中継施設 |
| 所 在 地 | 長井市舟場30-1 | 小国町大字沼沢1616 |
| 処 理 方 式 | コンパクト・コンテナ方式 | コンテナ積替方式 |
| 処 理 能 力 | 52 t / 6h | 受入ホッパ4基 |
| 建 設 年 度 | 平成10～11年度 | 平成5年度 |
| 運 転 開 始 年 月 | 平成11年7月 | 平成6年3月 |

オ 最終処分場概要

| | | | |
|---------|---------------------------|------------------------------|--------------------------|
| 区 分 | 千代田クリーンセンター | | |
| | 浅川最終処分場第1処分場 | | |
| 所 在 地 | 米沢市大字浅川1908 | | |
| 処 理 方 式 | セル方式によるサンドイッチ工法 | 浸出水処理施設 接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過+滅菌 | |
| 処 理 能 力 | — | 85m ³ /日 | |
| 供 用 開 始 | 第1期 平成5年4月 | 第2期 平成23年10月 | (令和3年7月埋立終了) |
| 埋 立 面 積 | 総面積 61,070m ² | 第1期 40,300m ² | 第2期 20,770m ² |
| 埋 立 容 量 | 総容量 323,430m ³ | 第1期 234,100m ³ | 第2期 89,330m ³ |

| | | | |
|---------|-----------------------|--|--|
| 区 分 | 千代田クリーンセンター | | |
| | 浅川最終処分場第2処分場 | | |
| 所 在 地 | 米沢市大字浅川1644-1 | | |
| 処 理 方 式 | セル方式 | 浸出水処理施設 カルシウム除去+接触ばっ気+凝集沈殿+砂ろ過+活性炭吸着+消毒処理 | |
| 処 理 能 力 | — | 110m ³ /日 | |
| 供 用 開 始 | 令和3年8月 | | |
| 埋 立 面 積 | 40,461m ² | | |
| 埋 立 容 量 | 128,734m ³ | | |

カ 最終処分場跡地利用公園概要

| | | | |
|---------|---------------------------------------|--|--|
| 区 分 | 千代田クリーンセンター | | |
| | 最終処分場跡地利用公園 | | |
| 所 在 地 | 米沢市大字浅川1908 | | |
| 名称及び広場 | 浅川ふれあい公園 (多目的グラウンド、緑の交流広場、桜ふれあい広場) | | |
| 公 園 面 積 | 41,000m ² | | |
| 利用開始年月 | 平成18年10月 | | |

1 3 養護老人ホーム

(1) 施設の概要

| | |
|---------|------------------------|
| 名 称 | 養護老人ホーム南陽やすらぎ荘 |
| 所 在 地 | 南陽市三間通1065 |
| 設 置 許 可 | 昭和49年8月1日 |
| 事 業 開 始 | 昭和49年9月1日 |
| 入 所 定 員 | 70名 (令和2年4月1日 変更) |
| 敷 地 面 積 | 12,510.77㎡ |
| 建物の構造 | 鉄骨平屋建て (令和4年4月1日 移転新設) |
| 建物の面積 | 3,304.72㎡ 延床面積 |
| 居 室 | 70室 (個室) |
| 建 設 年 度 | 令和2～3年度 |

(2) 入所者の状況 (R7. 3. 31 現在)

ア 市町別

(単位:人)

| 市町別 | | R5年度 末現在 | 年度中増減 | | R6年度 末現在 | 市町別 | | R5年度 末現在 | 年度中増減 | | R6年度 末現在 |
|-------------|---|-------------|-------|---|-------------|-------------|---|-------------|-------|----|-------------|
| | | | 増 | 減 | | | | | 増 | 減 | |
| 米 沢 市 | 男 | 4 | | 1 | 3 | 川 西 町 | 男 | 5 | 2 | 1 | 6 |
| | 女 | 4 | | 1 | 3 | | 女 | 7 | 2 | 1 | 8 |
| | 計 | 8 | | 2 | 6 | | 計 | 12 | 4 | 2 | 14 |
| 南 陽 市 | 男 | 12 | 4 | 2 | 14 | そ の 他 | 男 | | | | |
| | 女 | 19 | 4 | 3 | 20 | | 女 | | | | |
| | 計 | 31 | 8 | 5 | 34 | | 計 | | | | |
| 高 島 町 | 男 | 3 | 1 | 1 | 3 | 合 計 | 男 | 24 | 7 | 5 | 26 |
| | 女 | 4 | 3 | 2 | 5 | | 女 | 34 | 9 | 7 | 36 |
| | 計 | 7 | 4 | 3 | 8 | | 計 | 58 | 16 | 12 | 62 |

イ 年齢別

(単位:人)

| 性別 | 64歳以下 | 65～69歳 | 70～79歳 | 80～89歳 | 90歳以上 | 計 | 平均年齢 |
|----|-------|--------|--------|--------|-------|----|-------|
| 男 | | | 14 | 9 | 3 | 26 | 79.8歳 |
| 女 | | | 14 | 16 | 6 | 36 | 82.7歳 |
| 計 | | | 28 | 25 | 9 | 62 | 81.5歳 |

ウ 在荘期間

(単位:人)

| 性別 | 1年未満 | 1～3年 | 3～5年 | 5～10年 | 10～15年 | 15～20年 | 20年以上 | 合 計 | 平均在 荘期間 |
|----|------|------|------|-------|--------|--------|-------|-----|------------|
| 男 | 7 | 8 | 4 | 6 | | 1 | | 26 | 3年8月 |
| 女 | 8 | 12 | | 4 | 6 | 5 | 1 | 36 | 6年3月 |
| 計 | 15 | 20 | 4 | 10 | 6 | 6 | 1 | 62 | 5年2月 |

エ 入荘前の状況 (単位：人)

| 入荘前の状況 | 男 | 女 | 計 | 備考 |
|----------------|----|----|----|-----------|
| 家族（子供や孫）と同居 | 1 | 5 | 6 | |
| 親族と同居 | 1 | | 1 | |
| 単身生活者 | 15 | 19 | 34 | |
| 特別養護老人ホーム | | 2 | 2 | ショートステイ含む |
| 老人保健施設 | | 1 | 1 | |
| 特養・老健以外の老人施設 | 3 | 2 | 5 | |
| 医療機関 | 5 | 4 | 9 | |
| 他の施設（救護・授産施設等） | 1 | 3 | 4 | |
| その他 | | | | |
| 合 計 | 26 | 36 | 62 | |

オ 費用徴収の本人負担金 (単位：人)

| 本人負担金（月額） | 人数 | 本人負担金（月額） | 人数 |
|-----------------|----|------------------|----|
| 本人負担金無し | 3 | 30,000円～50,000円 | 23 |
| 5,000円未満 | 1 | 50,000円～100,000円 | 8 |
| 5,000円～10,000円 | 3 | 100,000円以上 | |
| 10,000円～20,000円 | 10 | | |
| 20,000円～30,000円 | 14 | 合 計 | 62 |

カ 退荘者の状況（R6.4.1～R7.3.31） (単位：人)

| 退 荘 の 状 況 | | 男 | 女 | 計 | 備考 |
|-----------|------------------------|---|---|----|----|
| 死 亡 | 荘内 | | | | |
| | 病院 | 2 | 3 | 5 | |
| 退 荘 | 自立 | | | | |
| | 家族引取り | | | | |
| | 他の養護老人ホームへ | 1 | | 1 | |
| | 特別養護老人ホームへ | 1 | 4 | 5 | |
| | 有料老人ホームへ | 1 | | 1 | |
| | 長期入院のため措置解除 その他措置解除 | | | | |
| 合 計 | | 5 | 7 | 12 | |

1.4 広域交流拠点施設

施設の概要

| | |
|---|--|
| 名 称 | 広域交流拠点施設（余熱利用施設） |
| 愛 称 | 置賜スポーツ交流プラザ「湯るっと」 |
| 住 所 | 高畠町大字夏茂3030 |
| 開業年月日 | 平成21年4月11日 |
| 敷地面積 | 40,905㎡ |
| 建物の構造 | 鉄筋コンクリート造、地上2階 |
| 建物の面積 | 2,503.38㎡（延床面積） |
| 施設内容 | 温水プール（6コース、25m×15m、水深1.0～1.2m、スロープ付属）、浴室（サウナ付属）、スタジオ、トレーニングルーム、パークゴルフ場（27ホール、面積約19,000㎡、休憩所67㎡）、芝生広場（面積約6,500㎡）、駐車場（141台分） |
| 建設年度 | 平成20年度 広域交流拠点施設（余熱利用施設）建設工事 平成24～25年度 パークゴルフ場増設及び休憩所建設工事 令和3～4年度 広域交流拠点施設（余熱利用施設）改修工事 |
| <p>この施設は、置賜地方拠点都市地域基本計画に基づき整備されたものであり、広域交流、健康増進及び環境教育を基本方針としながら、心と身体の健康づくりをサポートする施設、自然とふれあいながら環境共生の心を育む施設を目指している。</p> <p>また、千代田クリーンセンターのごみ焼却により発電した電気を使用するオール電化の施設であり、運営については指定管理者制度（利用料金制）を採用している。</p> | |

1 5 消防及び救急事業

(1) 消防本部の概要

| | |
|------|---------------------|
| 名 称 | 置賜広域行政事務組合消防本部 |
| 住 所 | 米沢市金池五丁目 2-41 |
| 発 足 | 平成 24 年 4 月 1 日 |
| 形 態 | 1 本部 4 署 2 分署 1 出張所 |
| 車両台数 | 45 台 |

(2) 建物及び構造物

| 用 途 | 所在地 | 取 得 年月日 | 構 造 | 階数 | 建築面積 (㎡) | 延床面積 (㎡) |
|-----------------|--------------------|-------------|--------------------|-----|-------------|-------------|
| 消防本部及び 米沢消防署 | 米沢市金池 五丁目 2-41 | S46. 8. 23 | 鉄筋コンクリ ート造 | 2 階 | 674. 15 | 1, 196. 66 |
| 消防指令 センター | 米沢市金池 五丁目 2-41 | H24. 1. 10 | 鉄骨造 | 2 階 | 279. 03 | 549. 03 |
| 東部分署 | 米沢市万世町 片子 156-1 | H6. 8. 31 | 鉄筋コンクリ ート造 | 2 階 | 528. 20 | 602. 86 |
| 城西分署 | 米沢市城西 一丁目 4-37 | H29. 3. 1 | 鉄筋コンクリ ート造 | 2 階 | 476. 88 | 562. 92 |
| 北部出張所 | 米沢市窪田町 藤泉 96-5 | S57. 12. 6 | 鉄骨造 | 1 階 | 144. 34 | 144. 34 |
| 南陽消防署 | 南陽市若狭郷屋 917-10 | H29. 3. 21 | 鉄筋コンクリ ート造 | 2 階 | 893. 99 | 1, 118. 29 |
| 高畠消防署 | 高畠町大字高畠 528 | H28. 3. 22 | 鉄筋コンクリ ート造 | 2 階 | 825. 68 | 997. 01 |
| 川西消防署 | 川西町大字上小松 1736-2 | S54. 11. 30 | 鉄筋コンクリート 造一部鉄骨造 | 2 階 | 471. 04 | 712. 16 |

(3) 車両の現況

(単位：台)

| 部 署 | ポンプ車 | タンク車 | 梯子車 | 救 助 工作車 | ポンプ付 救助工作車 | 救急車 | 化学車 | 指揮車 | その他 | 合計 |
|---------|------|------|-----|------------|---------------|-----|-----|-----|-----|----|
| 消 防 本 部 | | | | | | | | | 7 | 7 |
| 米沢消防署 | 1 | 2 | 1 | 1 | | 2 | | 1 | | 8 |
| 東 部 分 署 | | 1 | | | | 1 | 1 | | | 3 |
| 城 西 分 署 | 1 | 1 | | | | 1 | | | | 3 |
| 北部出張所 | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 南陽消防署 | 1 | 1 | | 1 | | 2 | 1 | 1 | 2 | 9 |
| 高畠消防署 | 1 | 1 | | | 1 | 2 | | 1 | 1 | 7 |
| 川西消防署 | | 1 | | | 1 | 2 | | 1 | 2 | 7 |
| 合 計 | 5 | 7 | 1 | 2 | 2 | 10 | 2 | 4 | 12 | 45 |

(4) 火災の概況

ア 火災の概況と前年比較

| 区 分 | | 年 別 | | 増 減 | |
|------|------------|------------|----------------------|----------------------|--------------------|
| | | 令和 6 年 | 令和 5 年 | | |
| 火災件数 | 建物火災 | 31 件 | 29 件 | 2 件 | |
| | 林野火災 | 8 件 | 1 件 | 7 件 | |
| | 車両火災 | 7 件 | 6 件 | 1 件 | |
| | その他の火災 | 25 件 | 14 件 | 11 件 | |
| | 合 計 | 71 件 | 50 件 | 21 件 | |
| 焼損棟数 | 全 焼 | 24 棟 | 16 棟 | 8 棟 | |
| | 半 焼 | 2 棟 | 2 棟 | 0 棟 | |
| | 部 分 焼 | 18 棟 | 10 棟 | 8 棟 | |
| | ぼ や | 16 棟 | 17 棟 | △1 棟 | |
| | 合 計 | 60 棟 | 45 棟 | 15 棟 | |
| 焼損面積 | 建 物 | 床面積 | 3,090 m ² | 2,450 m ² | 640 m ² |
| | | 表面積 | 226 m ² | 112 m ² | 114 m ² |
| | 林 野 | 17,345 a | 195 a | 17,150 a | |
| 車両 | 焼損車両台数 | 13 台 | 13 台 | 0 台 | |
| 死傷者 | 死 者 ※1 | 6 人 | 2 人 | 4 人 | |
| | 負 傷 者 | 21 人 | 9 人 | 12 人 | |
| り災 | 世 帯 数 | 29 世帯 | 25 世帯 | 4 世帯 | |
| | 人 員 | 60 人 | 48 人 | 12 人 | |
| 損害額 | 建 物 | 160,868 千円 | 92,554 千円 | 68,314 千円 | |
| | 林 野 | 260,465 千円 | 0 千円 | 260,465 千円 | |
| | 車 両 | 1,392 千円 | 8,140 千円 | △6,748 千円 | |
| | そ の 他 | 5,316 千円 | 67 千円 | 5,249 千円 | |
| | 爆 発 | 13 千円 | 0 千円 | 13 千円 | |
| | 合 計 | 428,054 千円 | 100,761 千円 | 327,293 千円 | |
| 出火率 | 人口 1 万人当たり | 5.09 件 | 3.55 件 | 1.54 件 | |

(注) ※1 「死者」には、火災により負傷した後、48 時間以内に死亡した者を含む。

※2 火災が 2 棟以上にわたった場合、火災件数は火災報告書取扱要領に基づき計上する。

※3 出火率については、人口 1 万人当たりの出火件数をいう。(1 月 1 日の管内人口により算出)

イ 出火状況

| 区分 比較 | 合計 | 火災件数 | | | | 焼損棟数 | 焼損面積 | | | り災世帯数 | り災人員 | 死者 | 負傷者 | 損害額 | |
|----------|----|------|------|------|--------|------|----------------|----------------|-----|--------|------|----|-----|-----|---------|
| | | 建物火災 | 林野火災 | 車両火災 | その他の火災 | | 建物床面積 | 建物表面積 | 林野 | | | | | | |
| 単位 | 件 | 件 | 件 | 件 | 件 | 棟 | m ² | m ² | a | 世帯 | 人 | 人 | 人 | 千円 | |
| 合計 | 6年 | 71 | 31 | 8 | 7 | 25 | 60 | 3,090 | 226 | 17,345 | 29 | 60 | 6 | 21 | 428,054 |
| | 5年 | 50 | 29 | 1 | 6 | 14 | 45 | 2,450 | 112 | 195 | 25 | 48 | 2 | 9 | 100,761 |
| 米沢市 | 6年 | 21 | 11 | | 2 | 8 | 12 | 1,261 | 1 | 7 | 9 | 17 | 2 | 5 | 51,924 |
| | 5年 | 25 | 16 | | 4 | 5 | 23 | 1,244 | 27 | | 14 | 23 | 2 | 7 | 78,384 |
| 南陽市 | 6年 | 12 | 6 | 1 | 1 | 4 | 19 | 336 | 110 | 12,200 | 7 | 15 | 1 | 4 | 192,342 |
| | 5年 | 10 | 5 | | 1 | 4 | 7 | 419 | 12 | | 4 | 12 | | | 6,119 |
| 高畠町 | 6年 | 28 | 7 | 7 | 3 | 11 | 13 | 216 | 33 | 5,138 | 7 | 15 | 1 | 5 | 96,404 |
| | 5年 | 11 | 4 | 1 | 1 | 5 | 9 | 459 | 44 | 195 | 5 | 10 | | 2 | 9,476 |
| 川西町 | 6年 | 10 | 7 | | 1 | 2 | 16 | 1,277 | 82 | | 6 | 13 | 2 | 7 | 87,384 |
| | 5年 | 4 | 4 | | | | 6 | 328 | 29 | | 2 | 3 | | | 6,782 |

ウ 出火原因

(単位：件)

| 原因 | 令和6年 | 令和5年 |
|----------------|------|------|
| たばこ | 6 | 2 |
| こんろ | 4 | 2 |
| かまど、風呂かまど・ボイラー | | 1 |
| ストーブ、こたつ | 1 | 2 |
| 煙突・煙道、排気管 | 2 | |
| 電気機器、電気装置 | 3 | 5 |
| 電灯・電話等の配線、配線器具 | 9 | 4 |
| 内燃機関 | | |
| マッチ・ライター、灯火 | | 2 |
| たき火、火入れ、火遊び | 4 | 2 |
| 溶接機・切断機 | 1 | |
| 衝突の火花 | | |
| 放火、放火の疑い | 12 | |
| その他 | 21 | 14 |
| 不明・調査中 | 8 | 16 |

(5) 救急の概況

(単位：件・人)

| 種別 | | 米 沢 | | | 南 陽 | 高 畠 | 川 西 | 合 計 |
|-------|------|-------|-------|-----|-------|-------|-----|-------|
| | | 本 署 | 東 部 | 城 西 | | | | |
| 急 病 | 出動件数 | 1,050 | 751 | 667 | 932 | 702 | 433 | 4,535 |
| | 搬送人員 | 929 | 684 | 620 | 881 | 653 | 405 | 4,172 |
| 交通事故 | 出動件数 | 90 | 65 | 43 | 89 | 58 | 43 | 388 |
| | 搬送人員 | 80 | 59 | 32 | 85 | 54 | 43 | 353 |
| 一般負傷 | 出動件数 | 233 | 167 | 132 | 213 | 135 | 90 | 970 |
| | 搬送人員 | 215 | 153 | 123 | 204 | 130 | 88 | 913 |
| 労働災害 | 出動件数 | 13 | 14 | 7 | 7 | 12 | 6 | 59 |
| | 搬送人員 | 13 | 14 | 7 | 7 | 12 | 6 | 59 |
| 加 害 | 出動件数 | 5 | 2 | 1 | 5 | 1 | 3 | 17 |
| | 搬送人員 | 2 | 1 | 1 | 5 | | 3 | 12 |
| 自損行為 | 出動件数 | 14 | 14 | 9 | 10 | 7 | 6 | 60 |
| | 搬送人員 | 8 | 11 | 6 | 6 | 5 | 2 | 38 |
| 運動競技 | 出動件数 | 10 | 2 | 2 | 8 | 1 | 1 | 24 |
| | 搬送人員 | 9 | 2 | 2 | 8 | 1 | 1 | 23 |
| 火 災 | 出動件数 | 8 | 21 | 1 | 6 | 10 | 20 | 66 |
| | 搬送人員 | 4 | 4 | | 4 | 4 | 2 | 18 |
| 水 難 | 出動件数 | | 2 | | | | | 2 |
| | 搬送人員 | | 1 | | | | | 1 |
| 自然災害 | 出動件数 | | | | 1 | | | 1 |
| | 搬送人員 | | | | | | | |
| そ の 他 | 出動件数 | 140 | 126 | 25 | 118 | 84 | 59 | 552 |
| | 搬送人員 | 140 | 116 | 24 | 113 | 79 | 51 | 523 |
| 合 計 | 出動件数 | 1,563 | 1,164 | 887 | 1,389 | 1,010 | 661 | 6,674 |
| | | 米沢小計 | 3,614 | | | | | |
| | 搬送人員 | 1,400 | 1,045 | 815 | 1,313 | 938 | 601 | 6,112 |
| | | 米沢小計 | 3,260 | | | | | |

(6) 救助の概況

(単位：件・人)

| 種別 | | 署 | | | | 合 計 |
|-------------|------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | | 米 沢 | 南 陽 | 高 畠 | 川 西 | |
| 火 災 | 出動件数 | 2 | | | 2 | 4 |
| | 活動件数 | 2 | | | 2 | 4 |
| | 救助人員 | 2 | | | 2 | 4 |
| 交通事故 | 出動件数 | 18 | 14 | 7 | 5 | 44 |
| | 活動件数 | 8 | 8 | 5 | 2 | 23 |
| | 救助人員 | 10 | 10 | 8 | 3 | 31 |
| 水難事故 | 出動件数 | 2 | | | | 2 |
| | 活動件数 | 2 | | | | 2 |
| | 救助人員 | 2 | | | | 2 |
| 自然災害事故 | 出動件数 | | 3 | | | 3 |
| | 活動件数 | | 2 | | | 2 |
| | 救助人員 | | 3 | | | 3 |
| 機械事故 | 出動件数 | 2 | | | 1 | 3 |
| | 活動件数 | 2 | | | | 2 |
| | 救助人員 | 2 | | | | 2 |
| 建物事故 | 出動件数 | 7 | 2 | | 1 | 10 |
| | 活動件数 | 3 | 2 | | 1 | 6 |
| | 救助人員 | 3 | 2 | | 1 | 6 |
| ガス・酸欠 事故 | 出動件数 | | | | | |
| | 活動件数 | | | | | |
| | 救助人員 | | | | | |
| 破裂事故 | 出動件数 | | | | | |
| | 活動件数 | | | | | |
| | 救助人員 | | | | | |
| その他の事故 | 出動件数 | 13 | | 2 | 1 | 16 |
| | 活動件数 | 11 | | | 1 | 12 |
| | 救助人員 | 13 | | | 1 | 14 |
| 合 計 | 出動件数 | 44 | 19 | 9 | 10 | 82 |
| | 活動件数 | 28 | 12 | 5 | 6 | 51 |
| | 救助人員 | 32 | 15 | 8 | 7 | 62 |

III 広域連携事業

本組合で平成 25 年 3 月に策定した「第 5 次置賜広域ふるさと市町村圏計画」に基づき、広域連携を基本方針に 3 市 5 町が一体となって課題等の解決を模索するため、広域連携アクションプランを基盤として「新たな広域連携の研究・推進」を進めてきた。

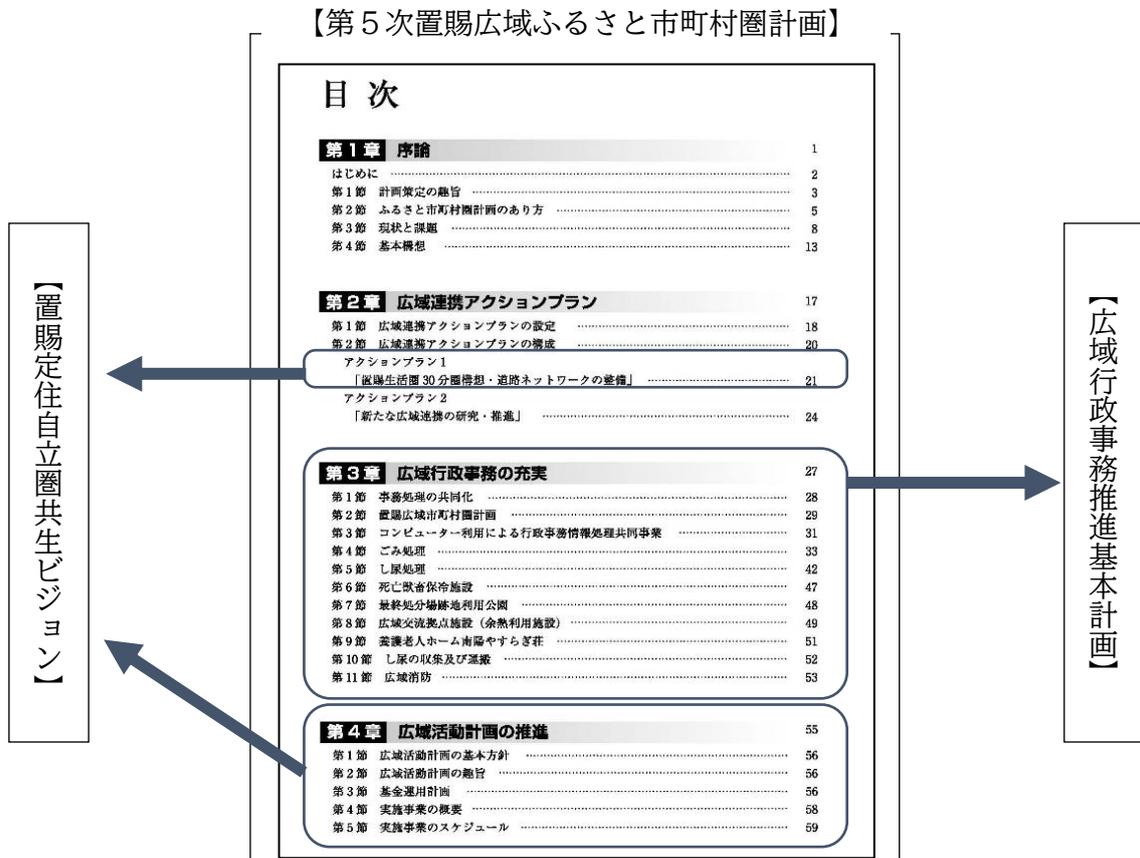
平成 27 年度には、本圏域の人口減少や少子高齢化など、様々に考えられる広域的な課題を検討するため、一般財団法人地域活性化センター（以下「地域活性化センター」という。）から事業の支援を受け、広域連携の事例を学ぶこと及び広域で連携する土壌を醸成することを目的とした「広域連携事業」を実施し、平成 30 年度には、地域活性化センターと「地方創生に向けた人材育成に関する連携協定」を締結した。

令和元年度からは置賜地域の広域連携を深め、新たな地域の価値を創造するために「遠隔自治体間連携」をテーマとし、平成 30 年度の人と地域をつなぐ事業「24 時間トークカフェ置賜」から住民同士の交流が始まった東京都港区とともに、置賜 3 市 5 町の職員と港区の職員が遠隔自治体間連携を共に学び、新たな連携について考える人材育成事業を進めてきた。

1 今後の広域連携事業

ふるさと市町村圏計画については、置賜定住自立圏共生ビジョンによる事業が具体的に展開されている状況等を踏まえて、構成市町と検討した結果、次期計画は策定せずに、令和 4 年度に策定した「広域行政事務推進基本計画（計画期間：令和 5 年度から令和 14 年度）」の「組合の区域における広域行政の推進に資する事業の実施及び連絡調整に関する事務」と、置賜定住自立圏共生ビジョンの具体的な取組としての圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野「地方創生に向けた人材育成事業」に基づき、引き続き広域連携事業を進めていくこととした。

また、ふるさと市町村圏基金は、継続して設置することとし、さらなる広域行政を推進するために活用していくことが確認され、令和 6 年度からふるさと市町村圏基金活用事業を開始した。



2 実施事業

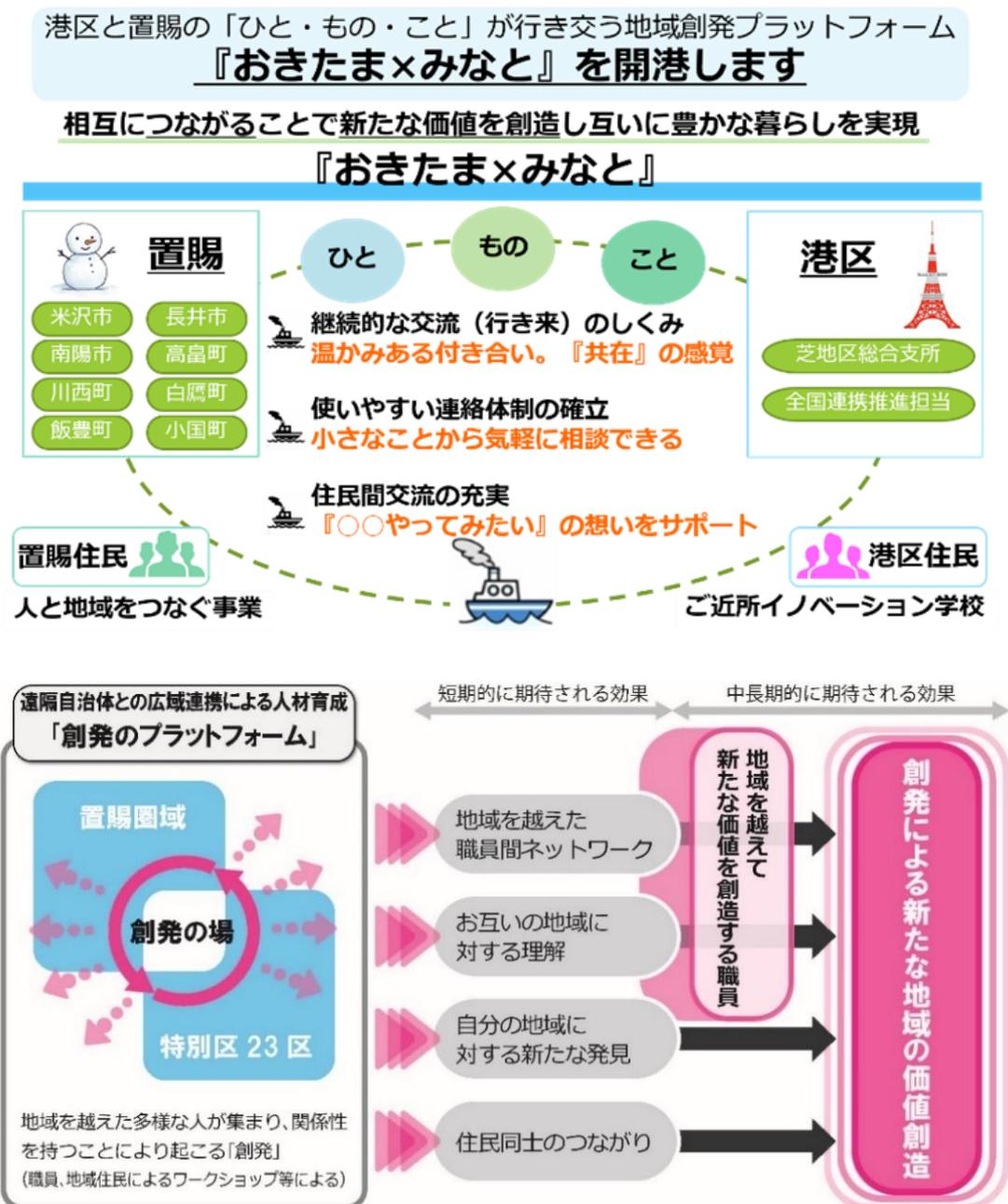
広域連携事業は、置賜3市5町と本組合の共同事業として、地域活性化センターからの支援を受け、公益財団法人山形県市町村振興協会の市町村振興共同事業等助成金を活用して実施している。

(1) 遠隔自治体間連携事業

令和元年度からの広域連携事業のテーマである「遠隔自治体間連携」について、置賜3市5町の職員と港区の職員が相互に交流し、研修やフィールドワークを通じて、共に学び、新たな価値を創造し互いに豊かな暮らしを実現することを目的に、港区と置賜地域の「ひと・もの・こと」が行き交う地域創発プラットフォームとして、おきたま×みなと開港プロジェクトを立ち上げ、いくつかの取組が始まった。

今後も広域連携事業の中で人材育成を進めながら、様々な遠隔自治体間連携事業も実施していくため、地域創発プラットフォーム「おきたま×みなと開港プロジェクト」を展開していく。

【事業イメージ】



(2) 研修事業

置賜定住自立圏共生ビジョンの具体的な取組である圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野「地方創生に向けた人材育成事業」を進めるため、置賜3市5町の職員を対象に、本組合で研修等を実施するほか、地域活性化センターが主催する地方創生セミナーや地方創生実践塾等への参加を支援し、広域的人材の育成を進めている。

3 ふるさと市町村圏基金活用事業

置賜広域市町村圏の計画的、一体的な振興整備を図るための事業の資金に充てることを目的に、ふるさと市町村圏基金は継続して設置し、さらなる広域行政を推進するために活用することが確認されている。

ふるさと市町村圏基金の運用については安全性に十分配慮し、運用益の確保において優位性の高い債券運用として、長期国債等での運用を令和6年2月から開始し、ふるさと市町村圏基金活用事業については令和6年8月から事業を開始している。

(1) 事業の概要

事業名を「置賜地域づくり「OK!TAMAの㊦」プロジェクト」とし、置賜体験バスツアー事業、OK!TAMA ファンクラブ事業及び地域づくり応援事業の3つの事業を一体的に進め、地域内外の方に置賜地域の魅力を知ってもらう機会と新たな出会いの場を提供し、プロジェクトに関わる方が新たな事業を実施しやすいよう少しだけ後押しを行う。また、置賜に関わる多様な人材を増やし、交流と研修を継続的に実施することで、地域づくりに関わる意識醸成を行い、将来的な定住人口の増加と地域力の向上へとつなげるため、事業を推進していく。

(2) 事業費の財源

ふるさと市町村圏基金5億5千万円の運用については、3億円を10年国債、2億5千万円を定期預金（ペイオフ対策：銀行等引受債相殺）又は繰替運用等での運用としており、財源については、運用益を事業費へ充てる。

ふるさと市町村圏基金の運用状況

| | |
|------|---------------------------------------|
| 運用期間 | 令和6年2月19日～令和15年12月20日 |
| 国債額面 | 国債額面：300,000,000円 |
| 表面利率 | 0.7% |
| 運用益 | 令和6年度～15年度：2,100,000円×10年＝21,000,000円 |

ふるさと市町村圏基金の造成内容

(単位：千円)

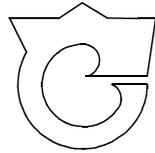
| 区 分 | 造 成 内 容 | | | 基金取崩額 (平成20年度) | 基金取崩 後の残額 |
|-------------|---------|---------|-----------|-------------------|--------------|
| | 平成元年度 | 平成2年度 | 合計 | | |
| 山形県助成金 | 50,000 | 50,000 | 100,000 | — | 100,000 |
| 出 資 金 | 米沢市 | 147,600 | 147,600 | 147,600 | 147,600 |
| | 長井市 | 58,500 | 58,500 | 117,000 | 58,500 |
| | 南陽市 | 63,495 | 63,495 | 126,990 | 63,495 |
| | 高畠町 | 50,490 | 50,490 | 100,980 | 50,490 |
| | 川西町 | 42,030 | 42,030 | 84,060 | 42,030 |
| | 白鷹町 | 36,540 | 36,540 | 73,080 | 36,540 |
| | 飯豊町 | 24,165 | 24,165 | 48,330 | 24,165 |
| | 小国町 | 27,180 | 27,180 | 54,360 | 27,180 |
| 合 計 | 500,000 | 500,000 | 1,000,000 | 450,000 | 550,000 |

置賜広域行政事務組合施設

| | | | |
|-------------------|-----------|----------------------|--------------------------------|
| 総務課 | ☎992-0012 | 米沢市金池三丁目 1-55 | ☎0238(23)3246 ☎0238(23)3241 |
| 施設課 | | 同 上 | ☎0238(26)7488 |
| 中田クリーンセンター | ☎992-0011 | 米沢市中田町 1660 | ☎0238(49)8278 |
| 長井クリーンセンター | ☎993-0082 | 長井市舟場 30-1 | ☎0238(84)6911 |
| 粗大ごみ処理施設 | | 同 上 | |
| 中継施設 | | 同 上 | |
| 汚泥再生処理施設 | | 同 上 | |
| 小国中継施設 | ☎999-1201 | 小国町大字沼沢 1616 | ☎0238(63)2251 |
| 南陽やすらぎ荘 | ☎999-2232 | 南陽市三間通 1065 | ☎0238(47)5541 |
| 千代田クリーンセンター | ☎999-2172 | 高畠町大字夏茂 2933 | ☎0238(57)4004 |
| くりえいと工房 | | 同 上 | |
| リサイクルプラザ | | 同 上 | |
| 浅川最終処分場 | ☎992-0112 | 米沢市大字浅川 1644-1 | ☎0238(37)2012 |
| 浅川ふれあい公園 | ☎992-0112 | 米沢市大字浅川 1908 | |
| | | (問い合わせは千代田クリーンセンターへ) | |
| 置賜スポーツ交流プラザ「湯るっと」 | | | ☎0238(57)3948 |
| | ☎999-2172 | 高畠町大字夏茂 3030 | |
| 消防本部 | ☎992-0012 | 米沢市金池五丁目 2-41 | ☎0238(23)3107 |
| 置賜地域消防通信指令センター | | 同 上 | ☎0238(23)6650 |
| 米沢消防署 | | 同 上 | ☎0238(23)3108 |
| 東部分署 | ☎992-1125 | 米沢市万世町片子 156-1 | ☎0238(26)2041 |
| 城西分署 | ☎992-0054 | 米沢市城西一丁目 4-37 | ☎0238(26)2042 |
| 北部出張所 | ☎992-0005 | 米沢市窪田町藤泉 96-5 | ☎0238(36)0032 |
| 南陽消防署 | ☎999-2262 | 南陽市若狭郷屋 917-10 | ☎0238(43)3500 |
| 高畠消防署 | ☎992-0351 | 高畠町大字高畠 528 | ☎0238(52)1505 |
| 川西消防署 | ☎999-0121 | 川西町大字上小松 1736-2 | ☎0238(42)3700 |

置賜広域行政事務組合構成市町

| | | | |
|-----|------------|------------------|----------------|
| 米沢市 | ☎ 992-8501 | 米沢市金池五丁目 2-25 | ☎ 0238(22)5111 |
| 長井市 | ☎ 993-8601 | 長井市栄町 1-1 | ☎ 0238(84)2111 |
| 南陽市 | ☎ 999-2292 | 南陽市三間通 436-1 | ☎ 0238(40)3211 |
| 高畠町 | ☎ 992-0392 | 高畠町大字高畠 436 | ☎ 0238(52)1111 |
| 川西町 | ☎ 999-0193 | 川西町大字上小松 977-1 | ☎ 0238(42)2111 |
| 白鷹町 | ☎ 992-0892 | 白鷹町大字荒砥甲 833 | ☎ 0238(85)2111 |
| 飯豊町 | ☎ 999-0696 | 飯豊町大字椿 2888 | ☎ 0238(72)2111 |
| 小国町 | ☎ 999-1363 | 小国町大字小国小坂町二丁目 70 | ☎ 0238(62)2111 |



山 形 県
置賜広域行政事務組合